

# □ 各論



《各論の見方》

## 第1章

### 1 現状と課題

現 状

課 題

### 2 目指すべき姿



### 3 主な取組内容

1-1

1-1-1

① …… (POO) ……

主な取組内容

…

拡充

新規

見直し

事業名	実施内容・目標値				
現状	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度

※1

※2

- ※1 「〇…」ごとに、主な取組内容を示しています。取組内容の詳細は、カッコ内のページ数（P〇〇）に記載しています。
- ※2 令和2年度以降の新規事業及び拡充・見直し事業のうち主なものについては、今後5年間の実施内容を記載しています。なお、令和2年度以降も継続して事業を実施する予定の場合は、「※1」に、事業名を記載するのみとし、今後5年間の実施内容の記載を省略しています。

## 第1章 子ども・子育て支援

### 1 「子ども・子育て支援事業計画」の趣旨

- 子どもと子育て家庭を取り巻く環境の変化を背景として、平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づき、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」（以下「新制度」といいます。）がスタートしました。
- 「子ども・子育て関連3法」の趣旨は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するというものです。
- 新制度のスタートに合わせ、市町村は「子ども・子育て支援法」に基づき、5年を一期とする「子ども・子育て支援事業計画」を定め、子ども・子育て支援施策を計画的に提供する役割を担うこととなりました。
- この章を本市の「子ども・子育て支援事業計画（第2期）」と位置づけ、子ども・子育て支援法及び基本指針※に即し、新制度に基づく子ども・子育て支援施策の提供体制の確保を図るために必要な事項を定めます。

※ 「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の略称で、子ども・子育て支援事業計画の記載事項等を定めた国の告示。

## 2 子ども・子育て支援の制度概要

### (1) 給付・事業

- 就学前の子どもに教育・保育を行う際、「子どものための教育・保育給付」として、認定こども園、幼稚園（新制度移行）、保育園の教育・保育施設を利用する場合には「施設型給付」が、小規模保育事業等の地域型保育事業を利用する場合には「地域型保育給付」が市町村により支給されます。
- 幼児教育・保育の無償化に伴い、令和元年の「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」により、幼稚園や認可外保育施設等を、支給要件を満たした子どもが利用した際に要する費用を市町村が支給する「子育てのための施設等利用給付」が新設されました。
- 市町村は地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、在宅で子育てを行っている家庭などの支援も対象とする「地域子ども・子育て支援事業」を実施しています。

子ども・子育て支援給付

その他の子ども及び子どもを養育している者

#### 児童手当等交付金

児童手当法等に基づく児童手当等の給付

#### 子どものための教育・保育給付

教育・保育給付認定子どもが、認定こども園、幼稚園（新制度移行）、保育園等において特定教育・保育等を受けた場合の給付

- 施設型給付対象施設…認定こども園、幼稚園（新制度移行）、保育園
- 地域型保育給付対象施設…小規模保育事業（定員6～19人）、家庭的保育事業（定員5人以下）、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

#### 子育てのための施設等利用給付【幼児教育・保育の無償化に伴い、令和元年10月新設】

施設等利用給付認定子どもが、幼稚園、特別支援学校、預かり保育事業、認可外保育施設等において特定子ども・子育て支援を受けた場合の利用料の給付

- 施設等利用給付対象施設…幼稚園、特別支援学校、預かり保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、病児保育事業

#### 地域子ども・子育て支援事業

- |                    |                          |
|--------------------|--------------------------|
| ①放課後児童クラブ          | ⑧子育て短期支援事業               |
| ②延長保育事業            | ⑨妊婦健康診査                  |
| ③一時預かり事業           | ⑩乳児家庭全戸訪問事業              |
| ④ファミリー・サポート・センター事業 | ⑪-1 養育支援訪問事業等            |
| ⑤病児保育事業            | ⑪-2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 |
| ⑥地域子育て支援拠点事業       | ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業        |
| ⑦利用者支援事業           | ⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業      |

#### 仕事・子育て両立支援事業

- 企業主導型保育事業…事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援（整備費、運営費の助成）
- 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業…繁忙期の残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、低廉な価格でベビーシッター派遣サービスを利用できるよう支援

市町村主体

国主体

## (2) 「教育・保育」と「地域子ども・子育て支援事業」

### 【教育・保育】

小学校就学前の子どもが日常的に通う施設であり、「教育・保育施設」と「地域型保育事業」に区分されます。

区分	施設・事業	概要	対象年齢
教育・保育施設	認定こども園 <sup>※1</sup>	幼稚園と保育園の機能や特徴を併せ持ち、幼児期の学校教育と保育を一体的に提供する施設	0~5歳 (3~5歳)
	幼稚園 <sup>※2</sup>	小学校以降の教育の基礎をつくるための教育を行う学校	3~5歳
	保育園	就労などのために家庭で保育のできない保護者に代わって保育を行う施設	0~5歳
地域型保育事業	小規模保育事業	少人数の単位で、就労などのために家庭で保育のできない保護者に代わって保育を行う事業	0~2歳
	家庭的保育事業	企業等の保育施設等において、従業員の子どもに加え、地域の子どもを受け入れて保育を行う事業	
	事業所内保育事業	障害・疾病等により集団保育が著しく困難な子ども等に対し、その居宅において保育を行う事業	
	居宅訪問型保育事業		

### 【地域子ども・子育て支援事業】

子育て家庭の多様なニーズに対応し、地域の子ども・子育て支援の充実を図るための事業であり、次の13事業が位置づけられています。

①放課後児童クラブ	⑧子育て短期支援事業
②延長保育事業	⑨妊婦健康診査
③一時預かり事業	⑩乳児家庭全戸訪問事業
④ファミリー・サポート・センター事業	⑪-1 養育支援訪問事業
⑤病児保育事業	⑪-2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
⑥地域子育て支援拠点事業	⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
⑦利用者支援事業	⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

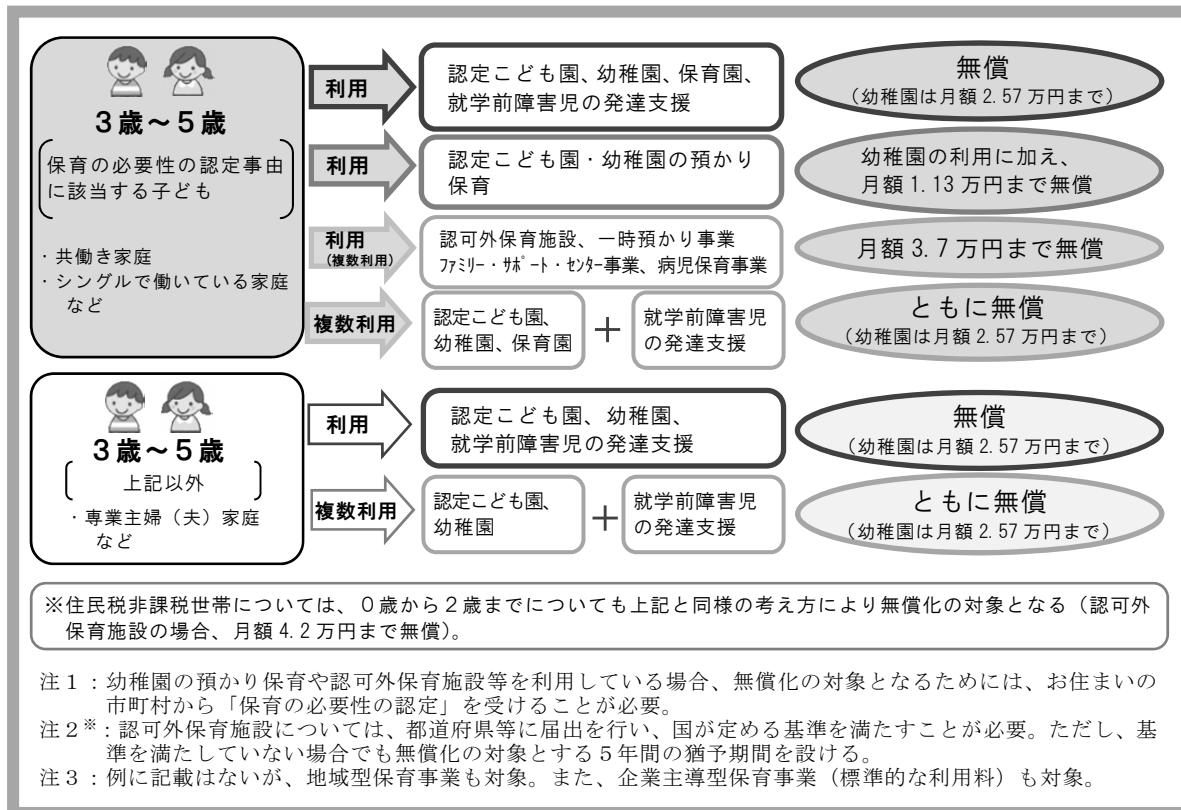
※1 認定こども園には、「幼保連携型」、「幼稚園型」、「保育所型」、「地方裁量型」の4つの類型がある。3歳未満児の定員については、各園の判断とされている。

※2 私立幼稚園は、新制度に移行するか否かを、自ら選択することができる。新制度に移行することも、新制度に移行せず、従来どおりの運営を継続することも可能となっている。

### (3) 幼児教育・保育の無償化について

- 令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化が開始されました。
- 認定こども園、幼稚園、保育園等を利用する3歳から5歳児クラスのすべての子ども、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスの子どもの利用料が無償化の対象となります。

#### 【幼児教育・保育の無償化の主な例】



※注2について、本市においては条例により猶予期間を1年としている。  
内閣府資料より作成

### (4) 子どもの認定区分

- 子ども・子育て支援給付のうち、「子どものための教育・保育給付認定」において、保育の必要性がある小学校就学前の子どもについては、3号認定は満3歳未満の子ども、2号認定は満3歳以上の子どもとされており、保育必要量の認定も行うこととされています。
- これに対し、幼児教育・保育の無償化に伴い新設された、「子育てのための施設等利用給付認定」においては、保育の必要性がある小学校就学前の子どもについては、「新3号認定」は満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども、「新2号認定」は満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した子どもとされており、保育必要量の認定はありません。また、「新3号認定」には保育の必要性以外にも住民税非課税世帯の子どもであることも要件とされています。

## ① 子どものための教育・保育給付の認定区分

認定区分	対象者（支給要件）	保育必要量（内容）	給付を受ける施設・事業
1号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、2号認定子ども以外のもの（第19条第1項第1号）	教育標準時間	認定こども園 幼稚園（新制度移行）
2号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの（第19条第1項第2号）	保育短時間 保育標準時間	認定こども園 保育園
3号認定子ども	満3歳未満の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの（第19条第1項第3号）	保育短時間 保育標準時間	認定こども園 保育園 地域型保育事業

※支給要件（ ）内は子ども・子育て支援法における規定  
内閣府資料より作成

## ② 子育てのための施設等利用給付の認定区分（保育必要量の認定は不要）

認定区分	対象者（支給要件）	支給に係る施設・事業
新1号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、新2号認定子ども・新3号認定子ども以外のもの（第30条の4第1号）	幼稚園、特別支援学校等
新2号認定子ども	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの（第30条の4第2号）	認定こども園、幼稚園、特別支援学校（満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号）
新3号認定子ども	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの（第30条の4第3号）	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児まで新3号、3歳児からは新2号）

※支給要件（ ）内は子ども・子育て支援法における規定  
内閣府資料より作成

保育の必要性の認定にあたっては、以下の点を考慮して行われます。

区分は、月単位の保育の必要量に関する区分で、子どものための教育・保育給付のみ認定されます。

事由	<p>①就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労等基本的にすべての就労（本市では、月64時間以上の就労をしていること）</p> <p>②就労以外の事由 保護者の疾病・障害、産前産後、親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等、またそれらに類するものとして市町村が定める事由</p>
区分	<p>①保育標準時間 月120時間以上勤務している場合（1日11時間まで）</p> <p>②保育短時間 月64時間以上勤務している場合（1日8時間まで）</p>

### 3 現状と課題

#### 現 状

##### (1) 少子化の進行

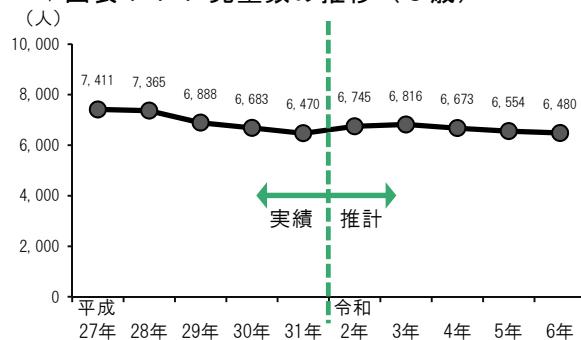
###### ア 小学校就学前児童（0～5歳）

- 小学校就学前児童数は減少傾向が続いている、平成27年から平成31年にかけて、0歳は941人、1・2歳は1,541人、3～5歳は1,523人減少しており、特に0～2歳の減少が顕著です（図表1-1-1、1-1-2、1-1-3）。
- この減少傾向は令和2年度以降も続くと見込まれ、令和2年度から令和6年度にかけて、0歳は265人、1・2歳は1,011人、3～5歳は1,321人の減少が見込まれます（図表1-1-1、1-1-2、1-1-3）。

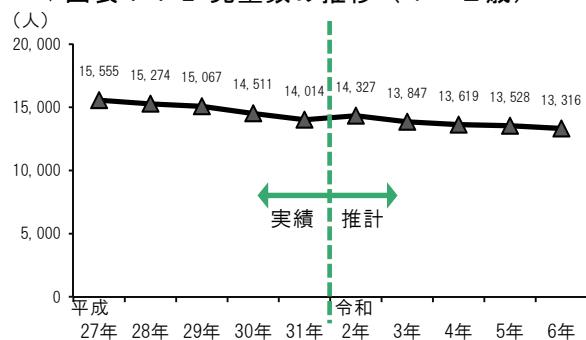
###### イ 小学生（6～11歳）

- 6～11歳の児童数も既に減少局面に入っています、平成27年度から平成31年度にかけて2,490人減少しており、今後も、令和2年度から令和6年度にかけて1,934人の減少が見込まれます（図表1-1-4）。

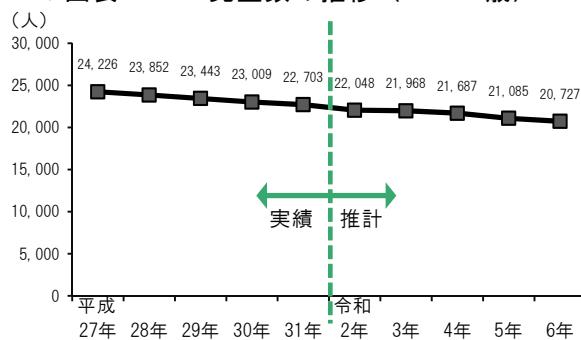
▼図表 1-1-1 児童数の推移（0歳）



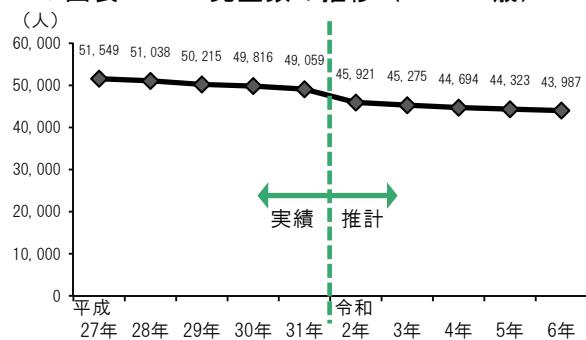
▼図表 1-1-2 児童数の推移（1・2歳）



▼図表 1-1-3 児童数の推移（3～5歳）



▼図表 1-1-4 児童数の推移（6～11歳）



資料：平成 27年～31年は住民基本台帳人口、令和 2年～6年は千葉市将来人口推計に基づく試算値（各年 3月 31日時点）（千葉市政策企画課調べ）

## (2) 子育て家庭の状況

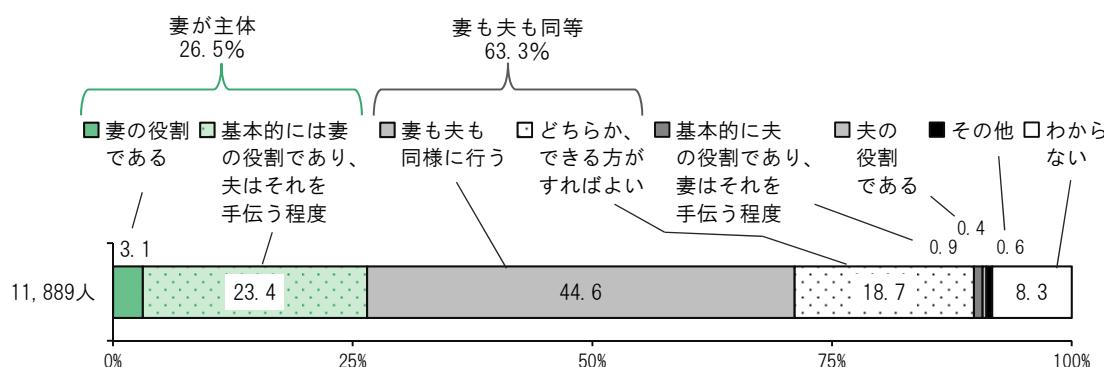
### ア 家族類型の変化

- 家族類型の推移をみると、平成12年から平成27年にかけて、単独世帯が5.0ポイント、夫婦のみの世帯が2.2ポイント増加しています(P12「図表0-6 世帯の家族類型」を参照)。
- 子どもがいる世帯では、核家族世帯の占める割合が増加し、親と子ども以外の親族が同居する世帯は2.1ポイント減少しています(P12「図表0-6 世帯の家族類型」を参照)。

### イ 家庭における育児や家事の役割分担に関する意識

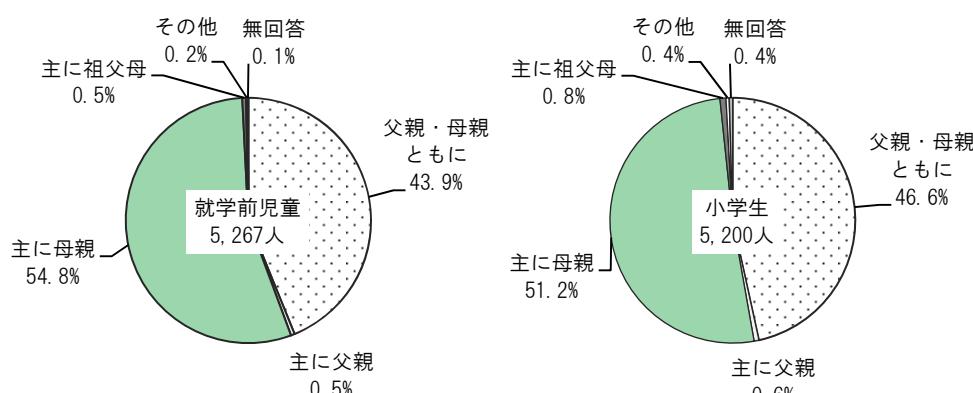
- 全国の20~59歳の男女に対して行った調査において、家庭における育児や家事に関する夫と妻の役割分担については、「基本的には妻の役割で、夫はそれを手伝う程度」が23.4%、「妻の役割」が3.1%で「妻が主体」と考える人が26.5%となっています。一方、「妻も夫も同様に行う」が44.6%、「どちらか、できる方がすればよい」が18.7%で「妻も夫も同等」と考える人は63.3%となっています(図表1-2)。
- 本市の調査において、主に子育てを行っているのが「主に母親」である割合は、小学校就学前児童保護者が54.8%、小学生保護者が51.2%となっており、どちらも50%を超えています(図表1-3)。

▼図表1-2 育児や家事の役割に関する意識(全国)



資料：内閣府 平成30年度「少子化社会対策に関する意識調査」

▼図表1-3 主に子育てを行っている人

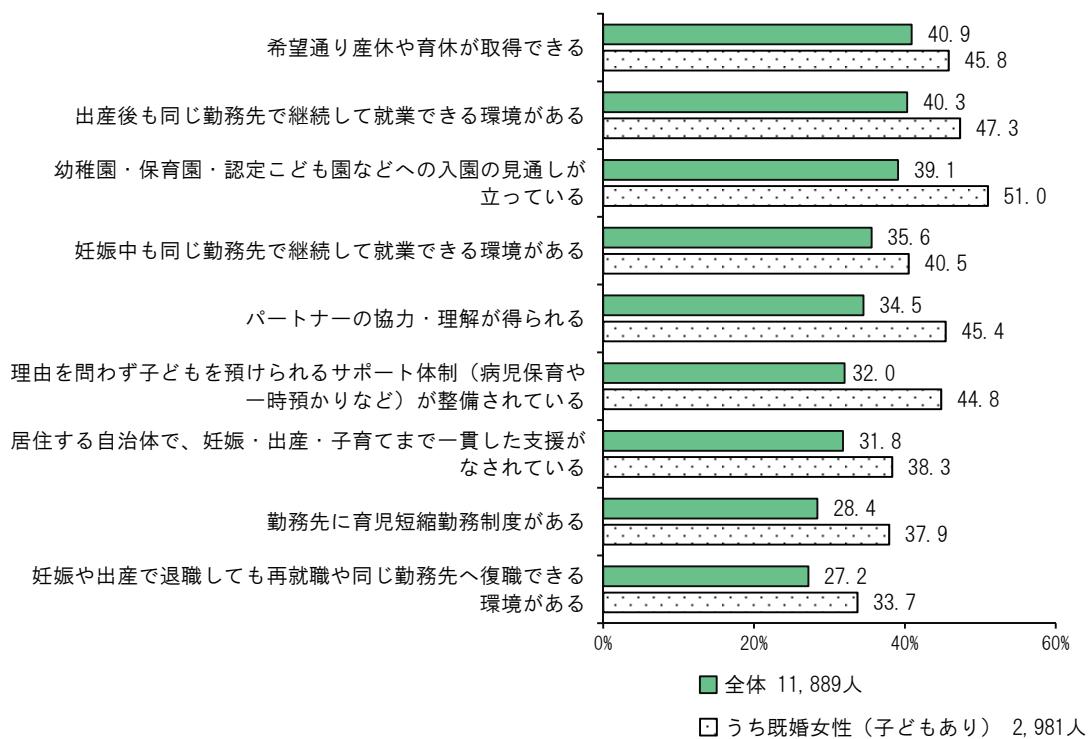


資料：千葉市H30ニーズ調査

## ウ 安心して希望通り子どもが持てるようになるために必要なこと

- 全国の20～59歳の男女に対して行った調査において、どのようなことがあれば安心して希望通り子どもが持てるようになるかについては、回答者全体では「希望通り産休や育休が取得できる」が40.9%、「出産後も同じ勤務先で継続して就業できる環境がある」が40.3%と40%を超えていました。一方、回答者のうち既婚女性（子どもあり）では「幼稚園・保育園・認定こども園などへの入園の見通しが立っている」が51.0%と最も高く、「出産後も同じ勤務先で継続して就業できる環境がある」「希望通り産休や育休が取得できる」のほか、「パートナーの協力・理解が得られる」「理由を問わず子どもを預けられるサポート体制（病児保育や一時預かりなど）が整備されている」「妊娠中も同じ勤務先で継続して就業できる環境がある」も40%を超えていました（図表1-4）。

▼図表1-4 どのようなことがあれば安心して子どもが持てるようになるか（複数回答）（全国）



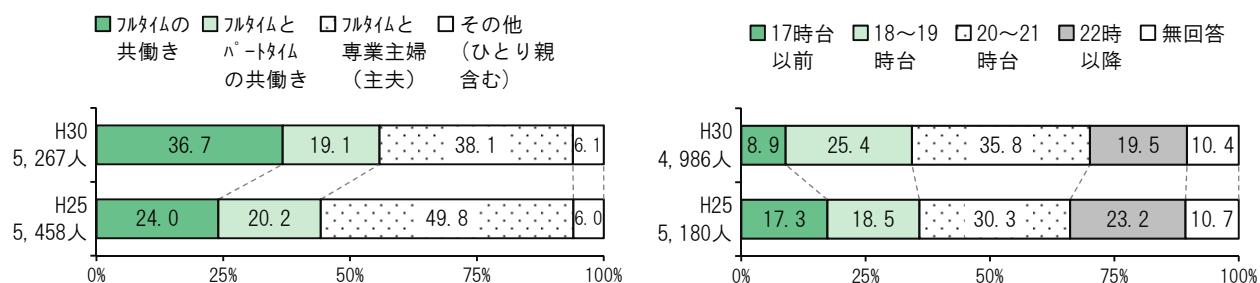
資料：内閣府 平成30年度「少子化社会対策に関する意識調査」

### (3) 保護者の就労状況と育児休業の取得状況

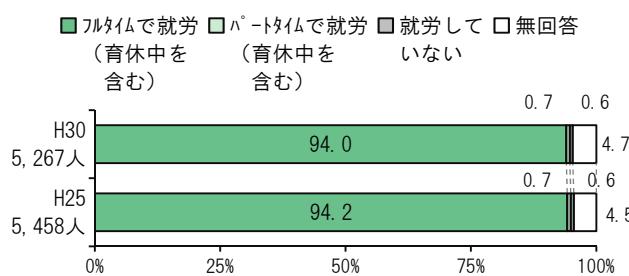
#### ア 保護者の就労状況

- 小学校就学前児童保護者の55.8%が共働きであり、平成25年度調査より11.6ポイント増加しています。また、36.7%はフルタイムの共働きとなっています（図表1-5-1）。
- 父親が仕事から帰宅する時間は、20～21時台が35.8%、18～19時台が25.4%となっています（図表1-5-2）。
- 父親の就労状況は平成25年度調査と変化はありませんが、母親のフルタイム就労割合は10ポイント以上増加しています（図表1-5-3、1-5-4）。
- パートタイムで働く母親のうち、55.6%がパートタイムの継続を、30.7%がフルタイムへの転換を希望しています（図表1-5-5）。
- 就労していない母親のうち、77.3%が将来の就労を希望しており、22.9%が1年以内、54.4%が1年より先の就労を希望しています（図表1-5-6）。

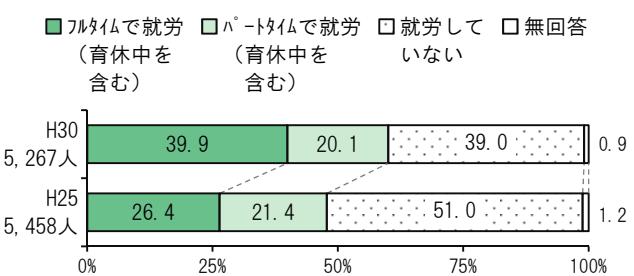
▼図表 1-5-1 小学校就学前児童の保護者の就労状況 ▼図表 1-5-2 父親の帰宅時間



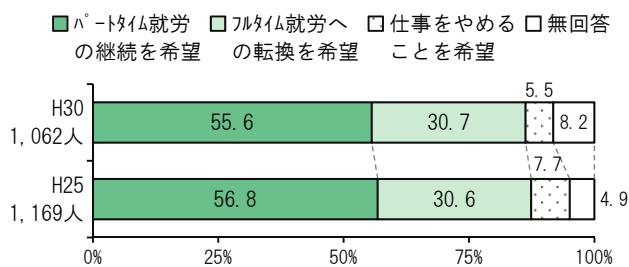
▼図表 1-5-3 父親の就労状況



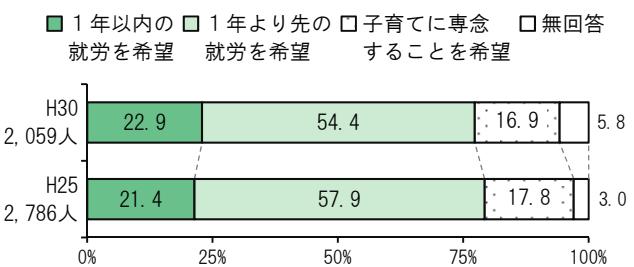
▼図表 1-5-4 母親の就労状況



▼図表 1-5-5 母親の就労希望（パートタイムから）



▼図表 1-5-6 母親の就労希望（就労なしから）

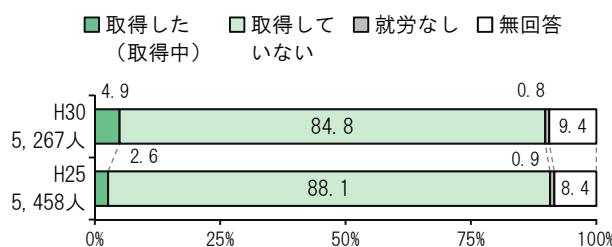


資料：千葉市H25・H30 ニーズ調査

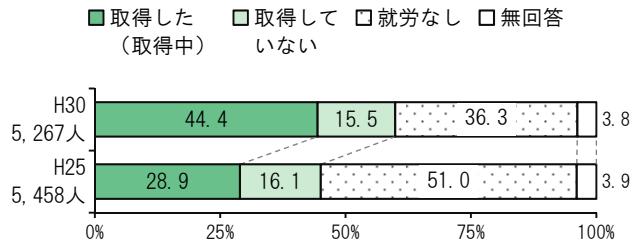
## イ 育児休業の取得状況

- 育児休業を取得した（取得中を含む）父親の割合は、平成25年度調査より増加したものの4.9%にとどまっています（図表1-6-1）。
- 育児休業を取得した（取得中を含む）母親の割合は44.4%となっています。就労している母親の約74%となっており、平成25年度調査より約10ポイント増加しています（図表1-6-2）。
- 母親の育児休業の取得期間は10～12か月が28.8%と最も多く、約半数が1年以下、約半数が1年以上となっています（図表1-6-3）。
- 育児休業を取得した母親のうち、年度初めの認定こども園、保育園等への入所時期に合わせて職場復帰した人は67.1%で、平成25年度調査より10ポイント以上増加しています。また、84.2%は、子どもが1歳になった時に必ず預けられる認定こども園、保育園等があったら、1歳になるまで取得したと回答しています（図表1-6-4、1-6-5）。

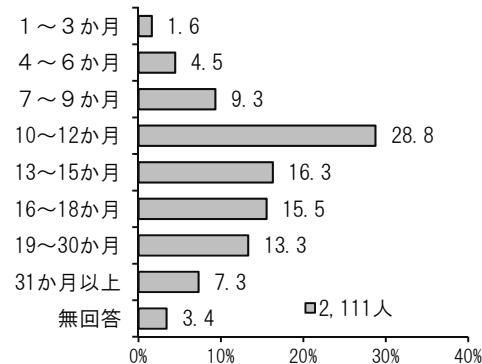
▼図表 1-6-1 父親の育児休業取得状況



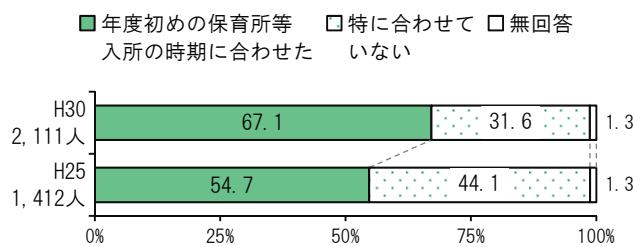
▼図表 1-6-2 母親の育児休業取得状況



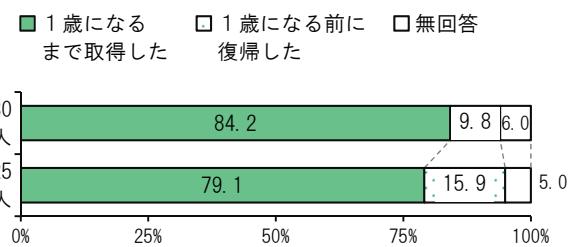
▼図表 1-6-3 母親の育児休業取得期間



▼図表 1-6-4 母親の育児休業からの職場復帰時期



▼図表 1-6-5 1歳になった時に必ず預けられる認定こども園、保育園等があった場合の育児休業取得期間



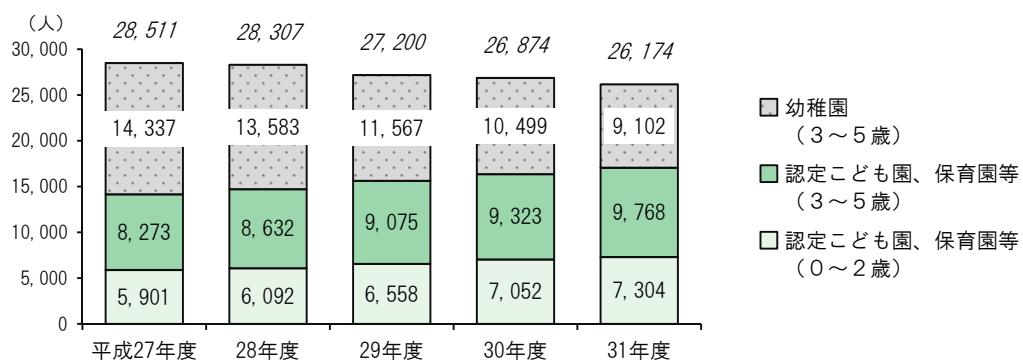
資料：千葉市H30・H25ニーズ調査

#### (4) 認定こども園、幼稚園、保育園等の状況

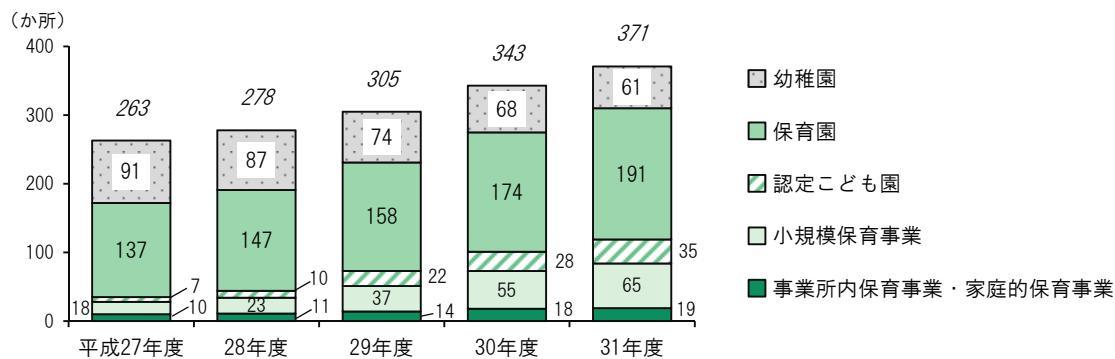
##### ア 認定こども園、幼稚園、保育園等の利用者数及び園数

- 認定こども園、保育園等の利用者数は増加傾向にあり、平成27年度から平成31年度にかけて、0～2歳児は1,403人増、3～5歳児は1,495人増、合わせて2,898人増となっています（図表1-7-1）。
- 一方、認定こども園への移行などにより、幼稚園の利用者数は、平成27年度から平成31年度にかけて5,235人減となっています（図表1-7-1）。
- 認定こども園、保育園等の園数は平成27年度から平成31年度にかけて増加が続いている、認定こども園は28か所増、保育園は54か所増、小規模保育事業は47か所増となっています（図表1-7-2）。
- 一方、認定こども園への移行などにより、幼稚園の園数は、平成27年度から平成31年度にかけて30か所減となっています（図表1-7-2）。

▼図表 1-7-1 認定こども園、幼稚園、保育園等利用者数の推移



▼図表 1-7-2 認定こども園、幼稚園、保育園等園数の推移

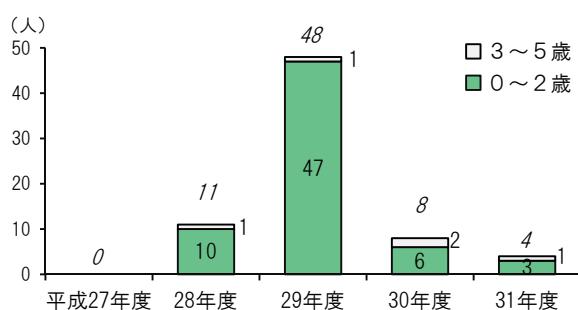


資料：千葉市幼保支援課・幼保運営課調べ（認定こども園、保育園等：各年度4月1日現在、幼稚園：各年度5月1日現在）

### イ 認定こども園、保育園等入所待機児童数及び入所待ち児童数

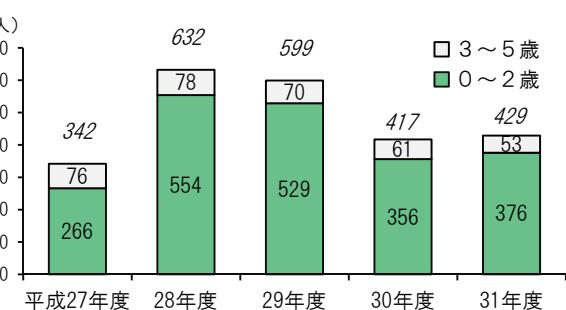
- 認定こども園、保育園等入所待機児童数<sup>※1</sup>は平成27年度は「ゼロ」でしたが、平成28年度から再び待機児童が発生し、平成29年度は48人となりました。その後は減少し、平成31年4月1日時点で4人となっています（図表1-8-1）。
- 一方、認定こども園、保育園等入所待ち児童数<sup>※2</sup>は平成27年度は342人でしたが、平成28年度、平成29年度は600人程度に増加しました。平成30年度以降も400人以上が入所待ちとなっており、このうち0～2歳児が85%以上を占めています（図表1-8-2）。

▼図表 1-8-1 認定こども園、保育園等入所待機児童数の推移



資料：千葉市幼保運営課調べ（各年4月1日現在）

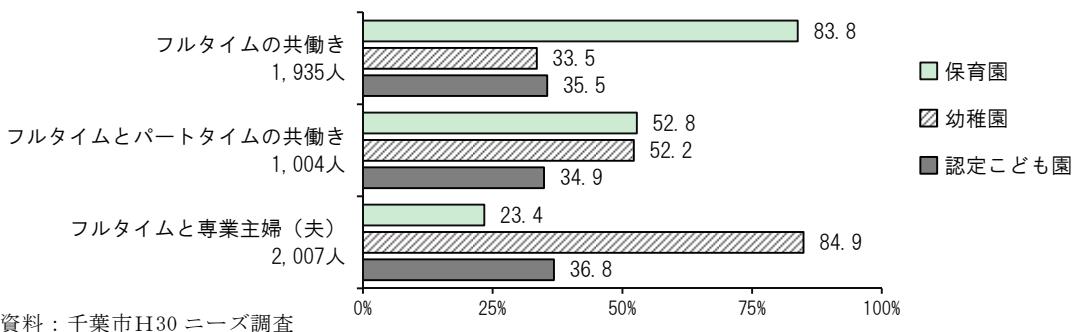
▼図表 1-8-2 認定こども園、保育園等入所待ち児童数の推移



### ウ 保護者の就労状況と認定こども園、幼稚園、保育園の利用希望

- フルタイムの共働き家庭では、83.8%が保育園の利用を希望する一方、幼稚園（33.5%）、認定こども園（35.5%）についても一定の利用希望がみられます（図表1-9）。
- フルタイムとパートタイムの共働き家庭では、保育園（52.8%）と幼稚園（52.2%）の利用希望が概ね同等であり、認定こども園（34.9%）についても一定の利用希望がみられます（図表1-9）。
- フルタイムと専業主婦（夫）家庭では、84.9%が幼稚園の利用を希望する一方、保育園（23.4%）、認定こども園（36.8%）についても一定の利用希望がみられます（図表1-9）。

▼図表 1-9 保護者の就労状況ごとの認定こども園、幼稚園、保育園等利用希望（複数回答）



資料：千葉市H30ニーズ調査

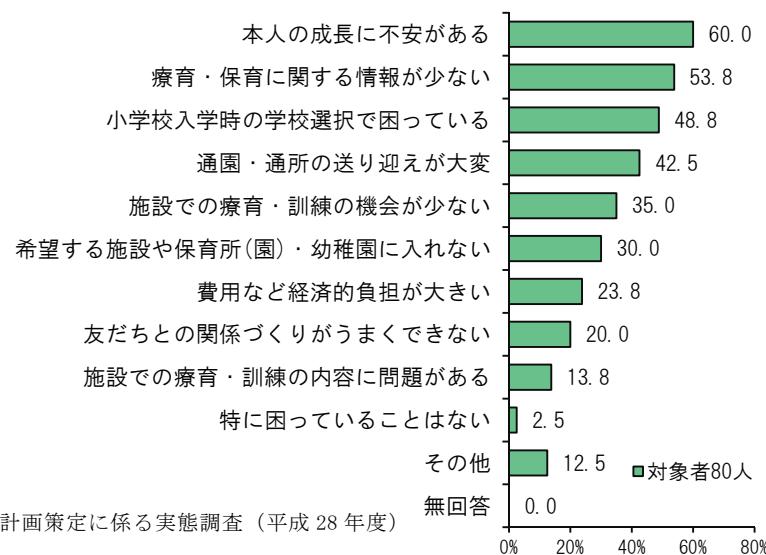
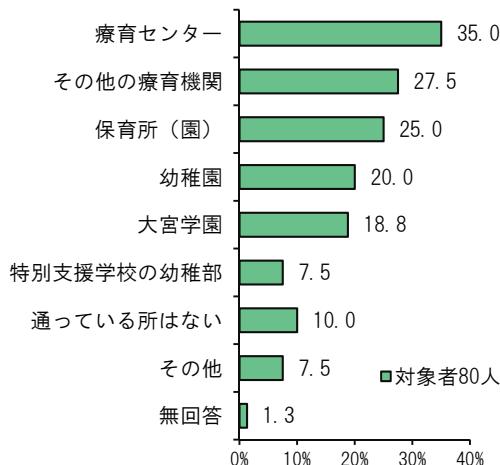
※1 認定こども園、保育園等入所待機児童数：認定こども園、保育園等入所待ち児童数から、本市独自の認定を受けた認可外保育施設（保育ルーム等）等を利用している児童数、他に入所可能な認定こども園、保育園等があるにもかかわらず特定の認定こども園、保育園等への入所を希望し、保護者の私的な理由により入所していない児童数等を除いた数であり、国の基準に則って算出している。

※2 認定こども園、保育園等入所待ち児童数：認定こども園、保育園等を第一希望としており、当該認定こども園、保育園等の入所待ちとなっている児童数をいう。

## 工 障害児の認定こども園、幼稚園、保育園等の利用状況

- 調査対象の身体障害者手帳・療育手帳を所持している小学校就学前児童の25.0%が「保育所（園）」を、20.0%が「幼稚園」を利用しています（図表1-10-1）。
- 調査対象の身体障害・知的障害のある小学校就学前児童の保護者等の30.0%が、「希望する施設や保育所（園）・幼稚園に入れない」と回答しています（図表1-10-2）。

▼図表1-10-1 障害児の利用施設等（複数回答） ▼図表1-10-2 療育・保育について困っていること（困ったこと）（複数回答）

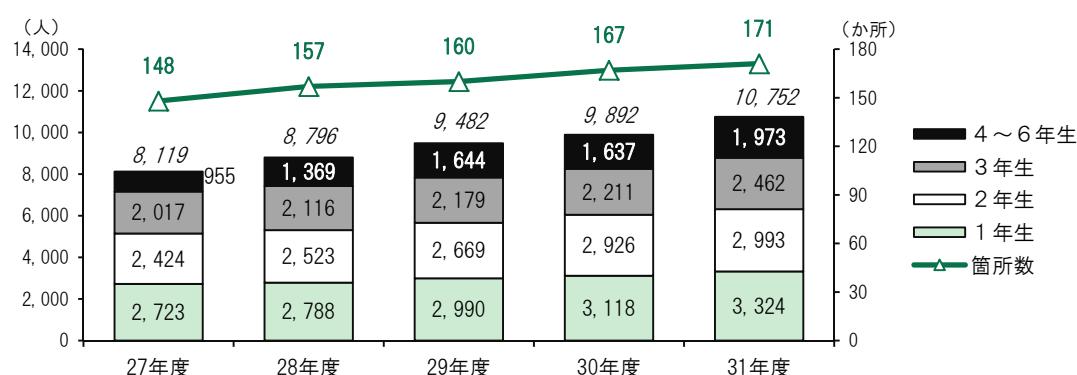


資料：千葉市障害者計画・障害福祉計画策定に係る実態調査（平成28年度）

## （5）放課後児童クラブの状況

- 放課後児童クラブ※の利用対象は平成26年度までは原則として小学3年生までの受入れでしたが、児童福祉法の改正により、平成27年度から4年生、平成28年度から5年生、平成29年度から全学年が対象となりました。
- 利用者数は増加しており、平成27年度から平成31年度にかけて2,633人増となっています（図表1-11）。

▼図表1-11 放課後児童クラブ利用者数・施設数の推移

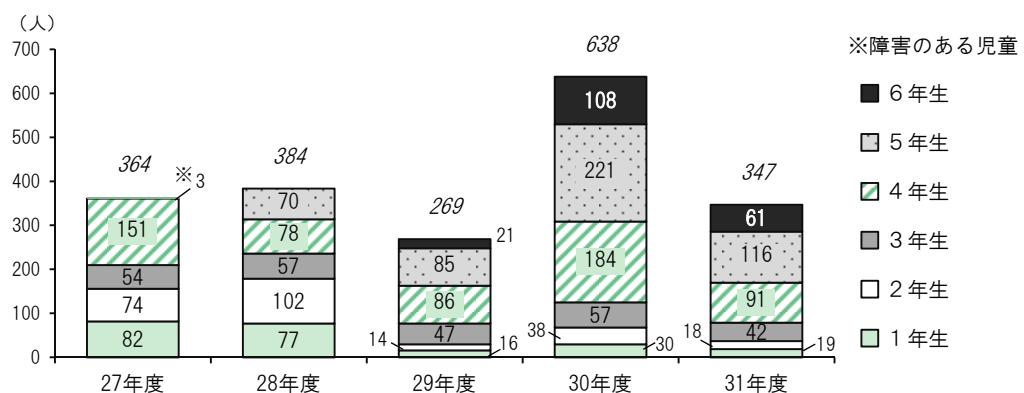


資料：千葉市健全育成課調べ（各年度4月1日現在）

※ 本市の放課後児童クラブは、平成31年4月時点では、市が実施する「子どもルーム」165か所、放課後子ども教室・子どもルーム一体型モデル事業（令和2年度からの本格実施後は「アフタースクール」と称する。）6か所のほかに、民間運営のクラブが8か所ある。本計画では、特段のことわりがない限り、「子どもルーム」と「アフタースクール」について記述している。

- 女性の就労の増加や働き方の多様化、対象年齢の拡大などにより放課後児童クラブの需要は年々高まり、平成30年度には放課後児童クラブ待機児童数\*が過去最多の638人となっています。なかでも高学年児童の待機児童数が増加しています(図表1-12)。

▼図表 1-12 放課後児童クラブ待機児童数の推移

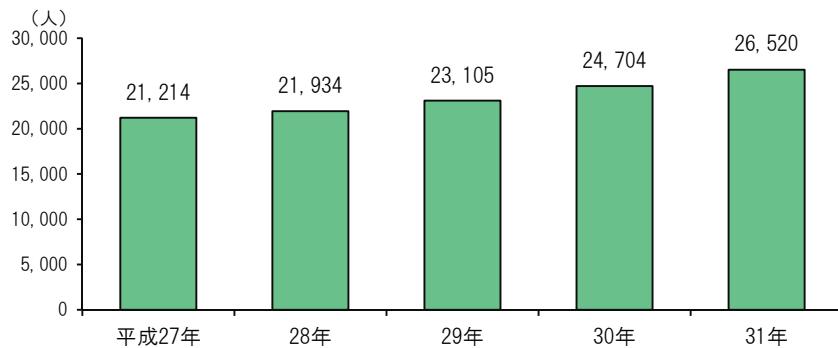


資料：千葉市健全育成課調べ（各年度4月1日現在）

## (6) 外国人住民数の状況

- 外国人住民数は増加が続いているおり、平成27年から平成31年にかけて5,306人の増加となっています(図表1-13)。

▼図表 1-13 外国人住民数の推移



資料：千葉市国際交流課調べ「住民基本台帳法に基づく届出による数字（各年3月末現在）」

\* 放課後児童クラブ待機児童数：子どもルームの利用を希望しているものの、いずれの子どもルームも利用していない児童数をいう。(他のルームを利用できる場合も、待機児童としてカウントする。)

## 課題

## (1) 教育・保育の「量」の確保

- ◎ 本市においても子どもの数は減少傾向が続いている、特に0～2歳の減少が顕著となっています。しかしながら、母親の就労率は上昇しており、今後も教育・保育の需要は高まると考えられ、引き続き受け皿の確保に向けた整備が必要です。
- ◎ 「量」の確保にあたっては、将来、少子化の進行に伴って、保育需要が減少に転じることを念頭に、地域ごとの需要の動向を見極めながら受け皿を整備していく必要があります。
- ◎ 幼稚園の利用を希望する保護者にも、預かり保育へのニーズが一定数あることから、幼稚園における預かり保育への支援、幼稚園から認定こども園への移行に必要な支援が必要となります。

## (2) 教育・保育の「質」の向上

- ◎ 量の確保とともに、すべての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要であり、子どもの育ちを支援する保育士、幼稚園教諭、保育教諭、子どもルーム指導員等の専門性や経験といった資質の向上を図ることが必要です。
- ◎ 幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領、保育所保育指針が改訂され、小学校への円滑な接続を意識した質の高い幼児教育の提供が求められています。
- ◎ 質・量の確保のためには、人材の確保が重要ですが、都市部を中心とした待機児童対策の推進に伴う保育施設の増加により、人材の確保が困難になってきており、資格取得の促進や待遇改善等により、人材の確保と離職防止に努める必要があります。

## (3) 地域における子ども・子育て支援の充実

- ◎ 核家族化が進み、共働き家庭が増加する中、すべての子育て家庭が、個々の状況に応じた必要な支援を受け、子育ての負担や不安を和らげることができるよう、地域における子ども・子育て支援のさらなる充実が求められます。
- ◎ 放課後児童クラブについては、女性の就労の増加や働き方の多様化、対象年齢の拡大などにより、利用者数が大幅に増加しており、平成30年度には、待機児童が過去最多となる600人を超える状況となったため、地域ごとの需要の動向を見極めつつ、さらなる受入枠の拡大を図る必要があります。
- ◎ 放課後児童クラブにおいても、指導員等の確保とともに質の向上を図ることが重要です。

## (4) 特別な支援が必要な子どもへの教育・保育等の提供

- ◎ 「千葉市障害者計画・千葉市障害福祉計画・千葉市障害児福祉計画」と整合を図り、障害のある子どもが円滑に教育・保育を利用できるよう、関係機関と連携し、提供体制を確保する必要があります。
- ◎ そのためには、職員配置等の必要な受入体制を整えるとともに、教育・保育施設等における職員の専門知識や技能の向上を図ることが重要です。

- ◎ 受入施設と市関係部門、専門機関等との連携を強化し、受入施設を支援する体制を構築するとともに、小学校教育への円滑な接続を図る必要があります。
- ◎ さらに、特定教育・保育施設における医療的ケアが必要な障害のある子どもについて、総合的な支援体制を構築することが求められます。
- ◎ また、国際化の進展に伴い、海外から帰国した子どもや外国人を親に持つ子どもの増加が見込まれるため、教育・保育施設等の利用が円滑にできるよう、支援をする必要があります。

#### (5) 出産・子育て期におけるワーク・ライフ・バランスの推進

- ◎ 父親の子育てへの参加に関する意識は高まりつつあるといわれていますが、依然として主に母親が子育てをしている状況は変わっていません。全国調査では、安心して子どもが持てるようになるためには「希望通り産休や育休が取得できる」「出産後も同じ勤務先で継続して就業できる環境がある」ことが求められています。子どものいる女性では「パートナーの協力・理解が得られる」ことも高い割合となっており、核家族化の中で母親の就労率が上昇し、出産・子育て期における母親の負担が大きくなりストレスを抱えることがないよう、父親の子育てへの関わりをさらに促進していく必要があります。
- ◎ 父親の育児休業の取得率は低く、母親の育児休業の取得率は上昇しているものの、子どもが認定こども園、保育園等に入所する時期に合わせて仕事に復帰していることも考えられます。国においては、育児休業の取得等を推進するための育児・介護休業法の改正、長時間労働を解消する働き方改革など、仕事と家庭生活の両立のための取組みを進めているところです。本市においても教育・保育環境の整備や放課後児童クラブの充実を進めてきましたが、子育てと仕事のバランスがとれた多様な働き方ができるよう、育児休業や子どもの看護休暇の取得等を促進するなど、企業における子育て支援の取組みの促進も求められています。

## 4 目指すべき姿

上記の現状と課題を踏まえ、次に掲げる「理想の姿」の実現を目指し、子ども・子育て支援施策を展開していきます。

- 保護者の就労等の家庭の状況にかかわらず、すべての子どもが、質の高い幼児教育・保育を受けることができる。
- すべての子育て家庭が、それぞれのニーズや状況に合った子ども・子育て支援施策を、円滑に利用することができる。
- 出産・子育て期にある父親・母親が、ともに子育てに関わり、「子育てと仕事の両立」を実現することができる。

## 5 主な取組内容

### 1-1 教育・保育の提供（「量の見込み」及び「確保方策」）

今後も高い水準で推移すると見込まれる保育需要に応え、質の高い教育・保育を安定的に提供していくため、子ども・子育て支援法の規定に基づき、計画期間における教育・保育の「量の見込み」（需要量の見込み）及び「確保方策」（需要量の見込みに対する供給量）を定め、教育・保育の計画的な提供体制の確保を図ります。

＜「量の見込み」及び「確保方策」の設定にあたって＞

#### ■ 「提供区域」の設定

- ・教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」は、一定の提供区域を定め、当該区域ごとに設定することとされています。
- ・本市は、次の考え方に基づき、「行政区」を教育・保育の提供区域とします。
  - i 行政区は、政令指定都市における最も基本的な地域区分として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件等を勘案して設定されており、市民にとって最も馴染み深く、分かりやすい。
  - ii 市政の基本指針である「新基本計画」のほか、他部門の計画と整合を図ることができる。
  - iii 支給認定などの教育・保育の利用手続きは行政区単位で行う。
  - iv 広域的な利用を含めた需要や今後の需要変動に柔軟に対応することができる。

#### ■ 「量の見込み」設定に係る基本的な考え方

- ・教育・保育の「量の見込み」は、「千葉市H30 ニーズ調査」の結果を踏まえ、国が定めた統一的な方法に準拠して算出したものです。
- ・「量の見込み」には、小学校就学前児童の保護者の教育・保育に対する利用希望が反映されており、例えば、現在は就労していない保護者が今後希望通りに就労した場合に生じる保育需要などの「潜在的な需要」も含まれています。
- ・この「潜在的な需要」のすべてが、直ちに実際の需要として顕在化するとは限りませんが、本計画では、令和2年度からすべての「潜在的な需要」を「量の見込み」にカウントし、目標値を設定しています。
- ・また、1年間の中で需要は変動しますが、「量の見込み」は、各年度における需要のピークを表しています。

### ■ 「確保方策」設定に係る基本的な考え方

- ・計画最終年度の令和6年4月までに、「量の見込み」に対応した教育・保育が提供されるよう、受け皿を拡充していきます。
- ・受け皿の拡充にあたっては、少子化の進行を見据え、主に次の手法により、既存資源を最大限に活用していきます。

#### i 私立幼稚園の認定こども園への移行

私立幼稚園が有する幼児教育のノウハウや優れた施設環境を活かし、0～2歳児を含めた保育を必要とする子どもの受入れを促進します。

#### ii 認可外保育施設の認可化

本市独自の認定を受けた認可外保育施設<sup>※1</sup>の認可保育園等への移行を促進し、認可基準を満たし、より質の高い保育を提供する施設における、保育を必要とする子どもの受入れを図ります。

#### iii 既存保育園の定員変更・分園設置

保育需要の高い地域に立地する保育園の定員増や分園設置により、保育を必要とする子どもの受入れを図ります。

#### iv 事業所内保育事業における「地域枠」の設定

事業所内保育施設を保有する企業等の協力を得て、従業員の子ども以外の地域の保育を必要とする子どもの受入れを図ります。

- ・上記の既存資源の活用では保育需要の増加に対応できない地域においては、施設等の新設により、保育を必要とする子どもの受入れを図ります。
- ・社会・経済情勢の変化や実際の児童数の推移を的確に反映するため、計画中間年度を目途に、その時点における「量の見込み」及び「確保方策」の妥当性を検証し、必要に応じて、見直しを行うこととします。

### ■ 「需給調整」に係る基本的な考え方

- ・新制度においては、教育・保育施設及び地域型保育事業の認可が申請された場合、その内容が客観的な基準<sup>※2</sup>を満たしていれば、原則として、市は、これを認可することとされています。
- ・ただし、認可することで、供給が需要を上回ることとなる場合は、「需給調整」により、認可しないことができるとされています。
- ・なお、幼稚園及び保育園からの認定こども園移行については、認定こども園が幼稚園及び保育園の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、供給が需要を上回ることとなる場合も原則として認可することとします。
- ・また、上記の「認可外保育施設の認可化」を推進するため、本市独自の認定を受けた認可外保育施設が認可保育園等に移行する場合には、供給が需要を上回る場合も、原則として認可することとします。
- ・こうした考え方方に則り、透明性を確保しつつ、適切な需給調整を行います。

<sup>※1</sup> 「保育ルーム」及び「先取りプロジェクト認定保育施設」の2類型を独自に認定している。

<sup>※2</sup> 政令市は、幼保連携型認定こども園、保育園及び地域型保育事業の認可・指導監督権限を有し、これらの施設・事業の認可基準を条例で定めている。

## ■教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」【全市】

(⇒ 提供区域ごとの「量の見込み」及び「確保方策」はP63～に掲載)

【単位】人

年度	認定区分	量の見込み ①	確保方策					量の見込みとの差 ②-①	
			保育利用 計	教育・保育 施設	新制度に 移行しない 幼稚園	地域型 保育事業	計②		
令和元年度 (実績)	1号	12,378		3,683	8,695		12,378	0	
	2号 保育利用			10,196			10,196		
	3号 1・2歳	6,457	17,501	4,945		937	5,882	▲ 575	
	0歳	1,223		1,456		268	1,724	501	
	計	29,879		20,280	8,695	1,205	30,180	301	
令和2年度	1号	7,990		3,013	4,977		7,990	0	
	2号 保育利用	2,149		342	1,807		2,149		
	3号 1・2歳	11,330	22,061	10,608			10,608	▲ 722	
	0歳	8,938		5,130		1,026	6,156	▲ 2,782	
	計	1,793		1,514		291	1,805	12	
令和3年度	1号	8,009		3,575	4,434		8,009	0	
	2号 保育利用	2,155		343	1,812		2,155		
	3号 1・2歳	11,359	21,915	10,871			10,871	▲ 488	
	0歳	8,730		5,287		1,220	6,507	▲ 2,223	
	計	1,826		1,570		359	1,929	103	
令和4年度	1号	7,913		4,027	3,886		7,913	0	
	2号 保育利用	2,130		341	1,789		2,130		
	3号 1・2歳	11,231	21,601	11,139			11,139	▲ 92	
	0歳	8,600		5,448		1,414	6,862	▲ 1,738	
	計	1,770		1,627		427	2,054	284	
令和5年度	1号	7,743		4,598	3,145		7,743	0	
	2号 保育利用	2,084		334	1,750		2,084		
	3号 1・2歳	11,006	21,325	11,396			11,396	390	
	0歳	8,564		5,602		1,622	7,224	▲ 1,340	
	計	1,755		1,682		500	2,182	427	
令和6年度	1号	7,631		4,939	2,692		7,631	0	
	2号 保育利用	2,054		366	1,688		2,054		
	3号 1・2歳	10,849	20,964	11,592			11,592	743	
	0歳	8,394		5,720		1,756	7,476	▲ 918*	
	計	1,721		1,726		547	2,273	552	
保育利用率の目標値							1・2歳	62.4%	
							0歳	26.6%	

\*2号認定の教育利用は、「保育の必要性の認定（新2号）を受け、一時預かり（預かり保育）等を利用しながら認定こども園、幼稚園を利用する子ども」をいう。

\*「1・2歳」の令和6年度の量の見込みと確保方策の差については、定員弾力化により、対応する。

## 1-2 地域子ども・子育て支援事業の提供（「量の見込み」及び「確保方策」）

共働き家庭だけでなく、すべての子育て家庭が、それぞれのニーズや状況に合った支援を受けることができるよう、子ども・子育て支援法の規定に基づき、計画期間における地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」（必要事業量）及び「確保方策」（必要事業量に対する供給量）を定め、各事業の計画的な提供体制の確保を図ります。

＜「量の見込み」及び「確保方策」の設定にあたって＞

### ■ 「提供区域」の設定

- ・地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」は、一定の提供区域を定め、当該区域ごとに設定することとされています。
- ・本市は、教育・保育と同様、最も基本的な地域区分である「行政区」を提供区域とします。ただし、事業の性質上、区域設定に馴染まない事業に限り、「全市」を提供区域とします。

### ■ 「量の見込み」及び「確保方策」設定に係る基本的な考え方

- ・地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」は、「千葉市H30ニーズ調査」の結果や各事業の利用実態を踏まえて設定したものであり、一部を除き、国が定めた統一的な方法に準拠して算出しています。
- ・「量の見込み」が現状を上回る事業については、遅くとも計画最終年度の令和6年4月までに、「量の見込み」に対応した事業量が供給されるよう、確保方策を講じていきます。
- ・社会・経済情勢の変化や実際の児童数の推移を的確に反映するため、計画中間年度を目途に、その時点における「量の見込み」及び「確保方策」の妥当性を検証し、必要に応じて、見直しを行うこととします。

## ■地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」【全市】

(⇒ 提供区域ごとの「量の見込み」及び「確保方策」はP70～に掲載)

## ① 放課後児童クラブ（子どもルーム）

事業概要	保護者が労働等により扈間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る事業						
市事業名	子どもルーム		提供区域	行政区			
対象年齢	小学生						
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童数の減少を見据えつつ、利用者増が見込まれる地区においては、受入れ枠の拡大を行う。</li> </ul>						

【単位】人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
低学年	量の見込み①	9,129	9,615	10,111	10,531	10,885
	確保方策②	9,872	10,434	10,748	11,114	11,114
	②-①	743	819	637	583	229
高学年	量の見込み①	2,310	2,351	2,434	2,561	2,704
	確保方策②	2,121	2,489	2,701	2,761	2,761
	②-①	▲ 189	138	267	200	57

※上記には、放課後子ども教室と子どもルームを一体的に運営するアフタースクール事業における人数（共働きの家庭等に限る）を含む。

## ② 延長保育事業

事業概要	認定こども園、保育園等において、保育認定を受けた子どもに対し通常の利用時間以外の時間に保育を実施する。						
市事業名	延長保育		提供区域	行政区			
対象児童	認定こども園、保育園等利用児童						
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>本事業の供給は、ほぼ全園で事業を実施しているため、基本的には、現状で充足していると考えられる。</li> <li>今後開園する認定こども園、保育園等においても、原則として事業を実施し、量の見込みに対応した事業量を供給していく。</li> </ul>						

【単位】人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	9,844	9,707	9,558	9,382	9,236
確保方策②	9,844	9,707	9,558	9,382	9,236
②-①	0	0	0	0	0

## ③-1 一時預かり事業（幼稚園型）及び幼稚園預かり保育

事業概要	<p>【一時預かり（幼稚園型）】 幼稚園及び認定こども園が、主に在籍している幼児について、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった場合に、当該幼児を一時的に預かり、必要な保護を行う事業</p> <p>【幼稚園預かり保育】 幼稚園が、教育課程に係る教育時間の前後や休業日などに、地域の実態や保護者の要請に応じて、当該幼稚園の園児のうち希望者を対象に行う教育活動</p>		
市事業名	一時預かり（幼稚園型） 預かり保育	提供区域	行政区
対象者	<p>【一時預かり（幼稚園型）】主に幼稚園に在園する満3歳以上の小学校就学前児童 ※保育認定を有する2歳児を含む。</p> <p>【幼稚園預かり保育】幼稚園に在園する満3歳以上の小学校就学前児童</p>		
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>一時預かり（幼稚園型）・幼稚園預かり保育は、量の見込みに対応した事業量とする。</li> </ul>		

【単位】延べ利用人数／年

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	不定期利用	77,224	76,892	75,845	73,690	72,576
	定期利用	520,827	519,612	513,134	499,089	490,497
	計①	598,051	596,504	588,979	572,779	563,073
確保方策②		598,051	596,504	588,979	572,779	563,073
②-①		0	0	0	0	0

## ③-2 一時預かり事業（幼稚園型以外）

事業概要	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、幼稚園、保育園等その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業		
市事業名	一時預かり	提供区域	行政区
対象者	小学校就学前児童		
基本的な考え方	・令和6年度までに段階的に量の見込みに対応した事業量を確保する。		

【単位】延べ利用人数／年

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	不定期利用	35,160	34,685	34,037	33,583	33,148
	定期利用	65,325	64,585	63,597	62,362	61,386
	計①	100,485	99,270	97,634	95,945	94,534
確保方策②		64,819	72,254	79,689	87,124	94,559
②-①		▲ 35,666	▲ 27,016	▲ 17,945	▲ 8,821	25

#### ④ ファミリー・サポート・センター事業

事業概要	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業								
市事業名	ファミリー・サポート・センター	提供区域		全市					
対象者	小学校就学前児童及び小学生								
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>提供会員が不足している地域において重点的に会員獲得活動を実施するとともに、既存の提供会員の稼働率を上昇させることで、令和6年度までに段階的に量の見込みに対応した事業量を確保する。</li> </ul>								

【単位】延べ利用人数／年

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	未就学児	6,216	6,134	6,040	5,948	5,860
	就学児	7,224	7,124	7,033	6,973	6,921
	計①	13,440	13,258	13,073	12,921	12,781
確保方策②		9,022	9,972	10,922	11,872	12,822
②-①		▲ 4,418	▲ 3,286	▲ 2,151	▲ 1,049	41

#### ⑤ 病児保育事業

事業概要	病児・病後児について、病院・保育施設等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業						
市事業名	病児・病後児保育		提供区域		行政区		
対象者	小学校就学前児童及び小学校低学年						
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存施設の定員拡大と新設により、令和6年度までに量の見込みに対応した事業量を確保する。</li> </ul>						

【単位】延べ利用人数／年

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①		13,991	13,834	13,622	13,360	13,151
確保方策②		9,438	10,868	11,440	12,584	13,156
②-①		▲ 4,553	▲ 2,966	▲ 2,182	▲ 776	5

## ⑥ 地域子育て支援拠点事業

事業概要	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業		
市事業名	子育て支援館、子育てリラックス館、 地域子育て支援センター	提供区域	行政区
対象者	小学校就学前児童		
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施施設の受入れに一定の余裕があり、既に量の見込みに対応した事業量を提供しているため、整備は実施しない。</li> </ul>		

【単位】量の見込み：延べ利用人数／年、確保方策：か所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	146,090	143,250	140,497	138,827	137,218
確保方策②	20	20	20	20	20

※国の「基本指針」に基づき、「量の見込み」は0～2歳児について算出。

## ⑦-1 利用者支援事業（子育て支援コンシェルジュ）

事業概要	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業		
市事業名	子育て支援コンシェルジュ	提供区域	行政区
対象者	子どもの保護者等		
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談時間の延長や、拠点施設への出張相談回数の増加により市民サービス充足を図るために各区に2人ずつ配置する。</li> </ul>		

【単位】か所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	12	12	12	12	12
確保方策②	7	12	12	12	12
②-①	▲ 5	0	0	0	0

## ⑦-2 利用者支援事業（母子健康包括支援センター）

事業概要	妊娠届出時に全妊婦へ保健師又は助産師による面接を実施するほか、妊娠・出産・子育ての相談に応じるとともに、保健福祉サービス等の情報提供を行い、関係機関と連携を図りながら安心して子育てができるよう包括的な支援を行う拠点となる事業						
市事業名	母子健康包括支援センター		提供区域	行政区			
対象者	妊娠婦並びに乳幼児及びその保護者						
基本的な考え方	・保健師又は助産師による妊婦の全数面接が継続できるよう周知を行うほか、専門職員の確保及び資質の向上を図り、令和2年度からの量の見込みに対応した事業量を確保するとともに、妊娠期全般にわたる支援の充実を図る。						

【単位】面接数：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	7,710	7,565	7,421	7,258	7,112
確保方策②	7,710	7,565	7,421	7,258	7,112
②-①	0	0	0	0	0

## ⑧-1 子育て短期支援事業（短期入所生活援助事業・ショートステイ）

事業概要	保護者の疾病等の理由により、家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に短期入所させ、必要な保護を行う事業						
市事業名	ショートステイ		提供区域	全市			
対象者	18歳未満の子ども						
基本的な考え方	・実施施設における専任職員の配置などに資する取組みにより、受入れ枠を拡充する。						

【単位】延べ利用人数／年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	1,116	1,102	1,086	1,071	1,059
確保方策②	594	855	923	991	1,059
②-①	▲ 522	▲ 247	▲ 163	▲ 80	0

※国の「基本指針」に基づき、「量の見込み」は11歳までについて算出。

## ⑧-2 子育て短期支援事業（夜間養護等事業・トワイライトステイ）

事業概要	保護者の就労等の理由により、夜間や休日に家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において、必要な保護を行う事業						
市事業名	トワイライトステイ		提供区域	全市			
対象者	2歳以上 18歳未満の子ども						
基本的な考え方	・実施施設における専任職員の配置などに資する取組みにより、受入れ枠を拡充する。						

【単位】延べ利用人数／年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	677	668	659	650	643
確保方策②	599	638	640	642	643
②-①	▲ 78	▲ 30	▲ 19	▲ 8	0

※国の「基本指針」に基づき、「量の見込み」は11歳までについて算出。

## ⑨ 妊婦健康診査

事業概要	妊婦の健康の保持及び増進を図るために、医療機関に委託し、妊娠中の健康診査として、健康状態の把握・検査計測・保健指導を行う事業					
市事業名	妊婦健康診査	提供区域	全市			
対象者	すべての妊婦					
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>市ホームページによる広報、母子健康手帳交付時の妊婦健診の説明等の取組みにより、今後も同程度の受診率を維持し、令和2年度から量の見込みに対応した事業量を確保する。</li> </ul>					

【単位】対象者数：人、健診回数：延べ実施回数／年

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象者数	量の見込み①	6,722	6,604	6,485	6,346	6,223
	確保方策②	6,722	6,604	6,485	6,346	6,223
	②-①	0	0	0	0	0
健診回数	量の見込み①	73,942	72,642	71,332	69,804	68,449
	確保方策②	73,942	72,642	71,332	69,804	68,449
	②-①	0	0	0	0	0

## ⑩ 乳児家庭全戸訪問事業

事業概要	生後4か月未満の乳児のいる全家庭に対し、保健師や助産師等が訪問し、健康状態の確認、健康や子育てに関する相談、子育て支援に関する情報提供を行う事業					
市事業名	乳児家庭全戸訪問	提供区域	行政区			
対象者	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭					
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要な専門職員を確保して訪問率を維持するとともに、市ホームページによる広報や母子健康手帳交付時などの機会に周知を行い、令和2年度から量の見込みに対応した事業量を確保する。</li> </ul>					

【単位】人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	6,156	6,220	6,090	5,982	5,914
確保方策②	6,156	6,220	6,090	5,982	5,914
②-①	0	0	0	0	0

### ⑪-1 養育支援訪問事業

事業概要	育児不安・育児ストレスや孤立感を抱える家庭や乳幼児健康診査未受診家庭に対し、養育支援員が家庭訪問し、子育ての相談に応じ、乳幼児健康診査の受診勧奨等を実施する事業						
市事業名	養育支援訪問		提供区域	行政区			
対象者	養育支援が特に必要な家庭（妊娠婦を含む）						
基本的な考え方	・養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を継続していくため、専門職員の確保及び資質の向上を図り、令和2年度から量の見込みに対応した事業量を確保する。						

【単位】人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	1,563	1,542	1,518	1,495	1,473
確保方策②	1,563	1,542	1,518	1,495	1,473
②-①	0	0	0	0	0

### ⑪-2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（P120に再掲）

事業概要	要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るために、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組みを実施する事業
市事業名	要保護児童対策及びDV防止地域協議会、子ども家庭総合支援拠点事業
対象者	—
基本的な考え方	・区への専門職員配置により、支援内容及び連携の強化を図る。

※本事業は、「基本指針」における「量の見込み」及び「確保方策」設定の対象外。

### ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合において、保護者が支払うべき実費徴収に係る費用を助成する事業
市事業名	実費徴収に係る補足給付事業
対象者	①特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を利用する生活保護受給世帯 ②特定子ども・子育て支援（預かり保育を除く）を提供する幼稚園を利用する市民税所得割額が77,100円以下世帯又は第3子以降世帯
基本的な考え方	①日用品、文房具等の物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等の実費徴収額の一部を補助 ②食事の提供（副食の提供に限る）にかかる実費徴収額の一部を助成

※本事業は、「基本指針」における「量の見込み」及び「確保方策」設定の対象外。

### ⑬ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

事業概要	教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業
市事業名	巡回指導、要配慮保育費補助
対象者	【巡回支援】教育・保育施設、地域型保育事業等に新規参入する事業者 【特別支援】認定こども園に在籍する小学校就学前の障害のある子ども（私学助成及び障害児保育の対象とならない者に限る。）
基本的な考え方	【巡回支援】地域型保育事業等に新規参入する事業所に対する巡回支援等を実施。 【特別支援】私学助成及び障害児保育の対象とならない障害のある子どもが在籍する認定こども園に対し、職員の加配に必要な補助を実施。

※本事業は、「基本指針」における「量の見込み」及び「確保方策」設定の対象外。

## 1-3 認定こども園の普及促進

保護者の就労状況等やその変化によらず、質の高い幼児期の学校教育と保育を総合的に提供するとともに、既存資源を最大限に活用した保育需要への対応を図る観点から、認定こども園の普及を促進します。

また、認定こども園は、園児以外の子どもとその家庭を対象として、育児相談や親子の集いの場を提供することとされており、地域における身近な子育て支援の場を増やすことにもつながります。

### 1-3-1 私立幼稚園及び民間保育園に対する移行支援

① 私立幼稚園及び民間保育園に対して認定こども園の意義について周知すること、認定こども園への移行を希望する事業者からの相談に丁寧に対応すること、認定こども園に移行する際に必要となる費用を助成すること等により認定こども園への円滑な移行を支援します。

(P141 私立幼稚園及び民間保育園に対する認定こども園移行支援、認定こども園移行のための施設整備・改修補助)

### 1-3-2 認定こども園における施設運営に係る調査・研究

① 市内の認定こども園と連携し、教育・保育の実践例・多様な保護者ニーズの把握など、具体的な施設運営に係る調査・研究を行い、認定こども園、幼稚園、保育園とのノウハウの共有を図ります。

(P141 認定こども園における施設運営に係る調査・研究)

### 1-3-3 保護者に対する普及啓発

① 公立・民間の認定こども園における実践例を踏まえつつ、保護者等に対する周知・広報を行い、認定こども園の意義や子どもにとってのメリットの浸透を図ります。

(P141 認定こども園に関する保護者に対する普及啓発)

## 1-4 幼児教育・保育と小学校教育との円滑な接続（幼保小連携）

幼児期における教育・保育から小学校教育への円滑な接続を図り、子どもの発達や学びの連続性・一貫性を確保するため、認定こども園、幼稚園、保育園と小学校との連携（幼保小連携）を推進します。

### 1-4-1 幼保小間の交流の促進

①「千葉市幼・保・小関連教育推進協議会」における推進指定校を中心としたモデル事業の実施により、認定こども園、幼稚園、保育園と小学校における子ども同士の交流や、職員同士の交流を促進します。

(P141 千葉市幼・保・小関連教育推進協議会の実施)

### 1-4-2 幼保小連携・接続の推進

①「アプローチカリキュラム」の普及を進めるとともに、認定こども園、幼稚園、保育園と小学校の連携・交流活動の定着化・活性化を図るほか、家庭と保護者に対する啓発・支援を行います。

(P141 幼保小連携・接続の推進)

## 1-5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 新規

幼児教育・保育の無償化において、保護者の利便性を向上するため、可能な限り施設を通じて保護者への周知や申請書等の取りまとめを行うほか、幼稚園や認可外保育施設等については、年4回の給付（幼稚園の入園料、保育料については、代理受領、その他は償還払い）を実施します。また、無償化の実施状況を踏まえ、施設や保護者の事務負担軽減や利便性向上のため、給付方法について検討します。

(P141 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保)

## 1-6 教育・保育等の「質」の確保・向上

幼児期における教育・保育が、子どもたちの生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを踏まえ、「量」の拡充と並行して、教育・保育の「質」の確保・向上を図ります。

また、女性の就労の増加や働き方の多様化、対象年齢の拡大などにより需要が高まっている放課後児童クラブについても、「量」の拡充と並行して、保育の「質」の確保・向上を図ります。

### 1-6-1 教育・保育人材の資質の向上

① 公立保育所（認定こども園を含む）における職種別研修や非常勤職員に対する計画的な研修を実施し、必要な知識や技能の習得を促進します。

（P142 公立保育所職員研修事業）

② 教育・保育関係団体が会員を対象として開催する研修の実施を支援し、必要な知識や技能の習得を促進します。

（P142 千葉市保育協議会保育所保育士等研修委託事業、千葉市民間保育園協議会研修補助事業、千葉市幼稚園協会研修等補助事業）

③ 施設の種別を超えた合同研修を実施し、教育・保育の質の向上を図るとともに、職員間の交流や知識・ノウハウの共有を促進します。

（P142 保育園・幼稚園等合同研修事業）

④ 教育・保育人材の自己評価を通じて、資質の向上を図ります。

（P142 教育・保育人材の自己評価の実施）

⑤ 教育・保育関係団体非加盟園、地域型保育事業、認可外保育施設等の職員に対する研修の機会を創出し、受講を促進します。

（P142 教育・保育関係団体非加盟園等に対する研修機会の創出、千葉市保育協議会保育所保育士等研修委託事業）

⑥ 教育・保育人材の資質向上、離職防止、人材確保等のための拠点づくりについて検討・実施します。

（P142 教育・保育人材の資質向上等のための拠点づくり）

新規	事業名	教育・保育人材の資質向上等のための拠点づくり		所管課	幼保運営課
現状	実施内容・目標値				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
未実施	実施内容検討	実施	継続実施	継続実施	継続実施

⑦ 上記のほか、相互連携協定を提携した市内の短期大学と連携し、教育・保育人材の資質向上策を検討します。

（P142 市内短期大学との連携による教育・保育人材の質向上策の検討）

## 1-6-2 教育・保育人材の確保

- ① 幼保連携型認定こども園に配置する「保育教諭<sup>※1</sup>」を確保するため、保育士資格と幼稚園教諭免許状の併有を促進します。

(P142 保育教諭確保のための保育士資格取得補助事業、保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得補助事業)

- ② 認可外保育施設の認可化にあたり、職員の保育士資格取得を促進します。

(P142 認可外保育施設保育士資格取得支援事業)

- ③ いわゆる「潜在保育士<sup>※2</sup>」等の市内の認定こども園、保育園等への再就職支援策を検討・実施します。

(P142 「潜在保育士」等の市内の認定こども園、保育園等への再就職支援)

拡充

事業名	「潜在保育士」等の市内の認定こども園、保育園等への再就職支援					所管課	幼保運営課
現状	実施内容・目標値						
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
研修等実施	実施内容再検討	実施	継続実施	継続実施	継続実施		

- ④ 県内外の幼稚園教諭・保育士養成施設の在校生・卒業生に対するPR活動を強化し、市内の認定こども園、幼稚園、保育園等への就職を促進します。

(P142 幼稚園教諭・保育士養成施設に対する採用PR)

- ⑤ 市内の認定こども園、保育園等に就労（内定含む）の保育士資格保有者、市内の子どもルームに就労（内定含む）する指導員について、認定こども園、保育園等利用選考における優先度を高め、保育現場への就労を促進します。

(P143 市内認定こども園、保育園等に勤務する保育士資格保有者の保育園等の優先利用)

- ⑥ 「子育て支援員<sup>※3</sup>」制度の活用により、子育て経験豊かな世代等を活用して、認定こども園、保育園等に従事する人材の確保を図ります。

(P143 子育て支援員による人材確保)

- ⑦ 認定こども園、保育園等に勤務する職員の出産や疾病等による離職を抑制するとともに、当該職員が休暇を取得している間の施設の負担を軽減するため、代替職員の雇用を支援します。

(P143 産休代替職員補助事業)

※1 幼保連携型認定こども園において教育・保育に従事する職員で、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許・資格を有する必要がある。改正認定こども園法施行後10年間に限り、幼稚園教諭免許状か保育士資格のいずれかを有していれば、保育教諭となることができる経過措置が設けられている。

※2 保育士として働いていない保育士資格保有者をいい、保育士としての勤務経験のない者も含む。

※3 子育て経験豊かな主婦等を小規模保育事業、家庭的保育事業、放課後児童クラブ等に従事する人材として活用するため、必要な研修を修了した者を認定する制度。

- ⑧ 保育士等宿舎借り上げ支援事業、保育士等給与改善事業の実施による待遇改善により、保育士等の確保、離職防止を図ります。  
(P143 保育士等宿舎借り上げ支援事業、保育士等給与改善事業)
- ⑨ 千葉市社会福祉協議会を通じ、指定保育士養成施設に就学するための資金の貸付や幼稚園教諭・保育士の就職準備金の貸付などの人材確保促進策を実施します。  
(P143 就学資金貸付、保育補助者雇上げ費貸付、保育料一部貸付、就職準備金貸付)
- ⑩ 千葉労働局・ハローワークとの「千葉市雇用対策協定」を推進し、教育・保育人材の確保を図ります。  
(P143 協定に基づく相互協力)
- ⑪ 教育・保育人材の資質向上、離職防止、人材確保等のための拠点づくりについて検討します。(P54再掲)  
(P142 教育・保育人材の資質向上等のための拠点づくり)
- ⑫ 上記のほか、相互連携協定を提携した市内の短期大学と連携し、教育・保育人材の確保策を検討します。  
(P143 市内短期大学との連携による教育・保育人材の確保策の検討)

#### 1-6-3 市による認可・指導監査等を通じた教育・保育の質の確保・向上

- ① 認定こども園、保育園において、1・2歳児に係る職員配置基準を国基準の6：1から5：1に上乗せすることにより、児童の待遇の向上を図ります。  
(P143 1・2歳児に係る職員配置の上乗せ)
- ② 認定こども園、保育園等の認可等にあたり、外部の専門家・有識者<sup>※1</sup>による審査を行い、適切な施設運営の確保を図ります。  
(P143 認可にあたっての外部の専門家・有識者による審査)
- ③ 認定こども園、保育園等に対する定期的な監査や市嘱託職員等による巡回指導を実施し、適切な運営の確保を図ります。  
(P143 施設に対する定期監査、施設に対する巡回指導)

#### 1-6-4 運営に関する評価を通じた教育・保育の質の確保・向上

- ① 認定こども園、保育園等における運営に関する評価<sup>※2</sup>の実施を促進し、適切な運営の確保を図ります。  
(P143 運営に関する自己評価の実施、運営に関する関係者評価・第三者評価の実施促進)

※1 幼児教育・保育に係る有識者、公認会計士等で構成される社会福祉審議会児童福祉専門分科会設置認可部会。

※2 運営に関する評価には、①自己評価（教育・保育施設等が自ら行う評価）、②関係者評価（保護者等の関係者が行う評価）、③第三者評価（外部の専門家による評価）の3種類があり、認定こども園、幼稚園、保育園等には、①は実施義務、②及び③は努力義務が課せられている。

1-6-5 保育環境の改善等による質の向上 **新規**

- ① 民間認定こども園、保育園に国配置基準を超えた職員配置が可能となるよう、助成を行います。

(P144 保育士等配置基準改善事業)

- ② 認定こども園、保育園等におけるICT化を進めるなど、保育士等が保育にいっそく注力できる環境を整えます。

(P144 認定こども園、保育園等におけるICT化推進事業、公立保育所への保育業務支援システムの導入、事故防止推進事業)

- ③ 認定こども園、保育園等における外国人児童（保護者）やアレルギー児などに対応するための保育補助者（通訳等）の配置について検討・実施します。

(P144 認定こども園、保育園等における外国人児童・アレルギー児等への対応のための保育補助者の配置)

新規	事業名	外国人児童・アレルギー児等への対応のための保育補助者の配置	所管課	幼保運営課
現状	実施内容・目標値			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
未実施	実施内容検討	実施	継続実施	継続実施
	令和6年度			
	継続実施			

- ④ 良好な保育環境・労働環境を確保するため、老朽化した認定こども園、保育園の改築等について検討・実施します。

(P144 認定こども園、保育園の老朽化対策)

新規	事業名	認定こども園、保育園の老朽化対策	所管課	幼保支援課
現状	実施内容・目標値			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一部実施	実施内容検討	実施	継続実施	継続実施
	令和6年度			
	継続実施			

## 1-6-6 放課後児童クラブにおける「質」の確保・向上

- ① 指導員及び補助指導員に対する計画的な研修を実施し、必要な知識や技能の習得を促進します。

(P144 子どもルーム指導員及び補助指導員研修)

- ② 保育士資格や小中学校等教諭免許状の保有者等に対する積極的な採用PRを行い、指導員の確保を図ります。

(P144 保育士資格・小中学校等教諭免許状保有者に対する採用PRによる子どもルーム指導員の確保)

- ③ 子育て経験豊かな主婦等に対する積極的な採用PRを行い、補助指導員の確保を図ります。

(P144 主婦等に対する採用PRによる子どもルーム補助指導員の確保)

- ④ 子どもルームに対する定期的な巡回指導を行うとともに、民間クラブに対して必要に応じて立ち入りを行うなど、適切な運営の確保を図ります。

(P144 子どもルームに対する定期巡回指導等)

- ⑤ 保育士、子どもルーム指導員等を父母にもつ児童に対し、入所審査の際に加点することで優遇し、保育士、指導員等の不足への対策を図ります。

(P144 保育士、子どもルーム指導員等を父母にもつ児童の子どもルームへの入所優遇)

- ⑥ 子どもルーム指導員の処遇改善を行うことにより、指導員の離職防止を図るとともに、新規指導員の採用を促すことで、慢性的に不足している指導員を確保します。

(P144 子どもルーム指導員給与の改善)

新規	事業名	子どもルーム指導員給与の改善					所管課	健全育成課		
		実施内容・目標値								
現状						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
未実施		実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	

- ⑦ ⑥の方策にあわせて、さらなる指導員の確保を図るため、民間事業者への委託の拡大を実施します。

(P144 民間事業者への委託拡大の検討)

拡充	事業名	民間事業者への委託拡大の検討					所管課	健全育成課		
		実施内容・目標値								
現状						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
14か所		24か所	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	

- ⑧ 民間事業者による放課後児童クラブ（学童保育）の運営に対して補助金を交付し、各事業者による特色ある保育により多様な利用者ニーズへ対応していきます。

(P144 民間事業者への運営費等の補助)

拡充	事業名	民間事業者への運営費等の補助					所管課	健全育成課		
		実施内容・目標値								
現状						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
9か所		13か所	13か所	13か所	15か所	15か所	15か所	15か所	15か所	

- ⑨ 民間事業者が、より広範囲の地区や多様なニーズの受け皿になることができるよう送迎補助などの多様な補助メニューを検討・実施します。

(P145 送迎補助などの多様な補助メニューの検討)

新規	事業名	送迎補助などの多様な補助メニューの検討					所管課	健全育成課		
		実施内容・目標値								
現状	実施内容・目標値					令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
未実施	実施内容検討					実施	実施	実施	継続実施	継続実施

- ⑩ 入退所管理システムの導入、学校敷地外の子どもルームへのAEDの設置により、利用児童の安全・安心を確保します。

(P145 入退所管理システムの導入、学校敷地外の子どもルームへのAEDの設置)

新規	事業名	入退所管理システムの導入					所管課	健全育成課		
		実施内容・目標値								
現状	実施内容・目標値					令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
未実施	実施					実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

新規	事業名	学校敷地外の子どもルームへのAEDの設置					所管課	健全育成課		
		実施内容・目標値								
現状	実施内容・目標値					令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
未実施	実施					実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

- ⑪ 全学年を対象とした子どもルームの整備による高学年ルームの解消や施設改善のための改修などにより、保育環境の向上を図ります。

(P145 子どもルームの環境改善)

- ⑫ 子どもルームを利用する児童に対して、学習できる環境を整えるなどして、学習機会を提供します。

(P145 子どもルーム利用児童への学習機会の提供)

新規	事業名	子どもルーム利用児童への学習機会の提供					所管課	健全育成課		
		実施内容・目標値								
現状	実施内容・目標値					令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
未実施	実施内容検討					実施	実施	実施	継続実施	継続実施

- ⑬ 共働き家庭等の児童を含む希望するすべての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるよう、子どもルームの児童が参加する共通プログラムの実施にあたっては、放課後子ども教室と子どもルームで連携を図ります。(第6章に再掲)

- ⑯ 放課後子ども教室と子どもルームの運営を一体的に行い、放課後に希望するすべての児童を対象に「安全・安心に過ごせる居場所」と「学びのきっかけ」を提供する放課後子ども教室・子どもルーム一体型モデル事業を、アフタースクール事業として本格実施します。(第6章に再掲)

## 1-7 特別な支援が必要な子どもへの教育・保育等の提供

障害のある子どもに集団生活の場を提供し、心身の発達や社会生活に必要な基礎的能力を養うことの重要性及び外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、特別な支援が必要な子どもが認定こども園、幼稚園、保育園等、放課後児童クラブを円滑に利用できる体制の確保を図ります。

### 1-7-1 認定こども園、幼稚園、保育園等における障害のある子どもの受入れ

- ① 必要な職員配置等に対する支援を行い、原則としてすべての認定こども園、保育園等において、障害のある子どもの受入れが可能な体制を整えるとともに、私立幼稚園における障害のある子どもの受入れを促進します。  
(P145 障害児保育の実施、障害児保育・特別支援教育補助、私立幼稚園特別支援教育事業補助)
- ② 千葉市保育園・認定こども園における医療的ケア実施ガイドラインを活用するほか、居宅訪問型保育の実施を検討するなど、認定こども園、保育園等における医療的ケアが必要な障害のある子どもの受入れを促進します。  
(P145 認定こども園、保育園等における医療的ケアが必要な障害のある子どもへの対応)

拡充

事業名	認定こども園、保育園等における医療的ケアが必要な障害のある子どもへの対応					所管課	幼保運営課
現状	実施内容・目標値						
実施	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	促進	促進
	促進内容検討	促進内容検討	促進	促進	促進		

### 1-7-2 放課後児童クラブにおける障害のある子どもの受入れ

- ① 原則として、すべての放課後児童クラブにおいて、障害のある子どもの受入れが可能な体制を整えます。  
(P145 放課後児童クラブにおける障害のある子どもの受入れ)

### 1-7-3 障害児保育・特別支援教育に関する知識や技能の向上

- ① すべての認定こども園、幼稚園、保育園等が参加可能な研修を実施するとともに、関係団体における研修の実施を支援し、障害児保育・特別支援教育に関する専門知識の習得や技能の向上を図ります。  
(P145 障害児保育・特別支援教育に関する研修)

#### 1-7-4 障害児保育・特別支援教育実施施設等に対する支援

- ① 障害児保育・特別支援教育を実施する認定こども園、幼稚園、保育園等を市嘱託職員が巡回し、障害のある子どもの経過観察、職員への助言・指導等を行います。  
(P146 障害児保育等に係る巡回相談)
- ② 専門知識を有する相談員が認定こども園、幼稚園、保育園等を巡回し、施設職員や保護者等に対し、発達障害の疑いのある児童の早期発見・早期対応のための助言等を行います。  
(P160 発達障害等に関する巡回相談員整備事業)

#### 1-7-5 外国につながる子どもへの支援 新規

- ① 認定こども園、保育園等における外国人児童（保護者）やアレルギー児などに対応するための保育補助者（通訳等）の配置について検討・実施します。（P57再掲）  
(P146 認定こども園、保育園等における外国人児童・アレルギー児等への対応のための保育補助者の配置)
- ② 子どもルームにおける外国人児童（保護者）との円滑なコミュニケーションを図るため、必要に応じて印刷物の翻訳や通訳等の対応を検討します。  
(P146 子どもルームにおける外国人児童（保護者）への対応)
- ③ 多言語による各種情報の提供や日本語学習支援、生活相談等を行い、外国人市民が安心・安全に暮らすために必要な支援を充実させます。  
(P146 生活ガイドブックの発行、日本語学習支援、国際交流プラザでの生活相談)

### 1-8 出産・子育て期におけるワーク・ライフ・バランスの推進

父親・母親がともに子育てに関わり、「子育てと仕事の両立」を実現することができる環境を整え、出産・子育て期におけるワーク・ライフ・バランスを推進します。

#### 1-8-1 ワーク・ライフ・バランスの推進に係る普及・啓発

- ① 市民や家庭を対象とした講座やセミナーを開催するほか、啓発冊子の活用等により、ワーク・ライフ・バランスについて幅広く普及・啓発を図ります。  
(P146 ワーク・ライフ・バランスに係る普及啓発)

#### 1-8-2 男性の子育てへの関わりの促進

- ① 男性が育児休業を取得しやすい職場環境づくりの気運を高めるため、特に育児休業の取得が困難とされる中小企業における育児休業の取得を促進します。  
(P146 男性の育児休業取得促進奨励金)

- ② 男性の子育てを支援するため、他団体等とも連携し、男性の家事・育児に関する講座や、「イクメン」を応援するイベントを開催します。また、インターネットも活用し、育児に関わる父親同士のネットワークづくりを促進します。

(P146 男性の子育て支援事業)

- ③ 妊娠・出産・育児に関する男性に向けた啓発冊子を作成し、男性が早くから父親としての自覚を持ち、母親の出産後、積極的に育児に関わることができるよう支援します。

(P146 イクメンハンドブック)

- ④ これから父親・母親になる方を対象として、お産や母乳についての講義や行政サービスの紹介のほか、妊娠中から産後の母親の心と体の変化に合わせた父親のサポート等、子育てを協力して行うことについて講義を行い、父親の育児への積極的な関わりを支援します。

(P146 土日開催の両親学級、子育て支援拠点施設における父親の子育て支援、男性の子育て支援に関する講座の開催)

### 1-8-3 子育てと仕事の両立のための基盤整備

- ① 「確保方策」に基づき、教育・保育や放課後児童クラブの「量」の拡充を図り、子育てと仕事の両立を支援します。

- ② 保護者が育児休業を希望通りに取得した上で、職場に復帰する際に円滑に保育を利用することができるよう、特に、0～2歳児の保育の受け皿の拡充を図ります。

- ③ 働き方の多様化に伴うさまざまな保育需要に対応するため、延長保育、休日・夜間保育のほか、一時預かり、病児・病後児保育などの充実を図り、子育てと仕事の両立を支援します。

(P147 休日保育事業、夜間保育事業)

- ④ 保育の開始を生後57日目に前倒しして子どもを預かる「産休明け保育」を実施し、産休明けに早期に職場復帰する必要がある母親の子育てと仕事の両立を支援します。

(P147 産休明け保育事業)

## 6 「量の見込み」及び「確保方策」(提供区域ごと)

### (1) 教育・保育

【中央区】

【単位】人

年度	認定区分	量の見込み①	保育利用計	確保方策				量の見込みとの差②-①	
				教育・保育施設	新制度に移行しない幼稚園	地域型保育事業	計②		
令和元年度 (実績)	1号	2,304	3,849	1,450	854		2,304	0 40 ▲ 37 112 115	
	2号 教育利用*			2,115			2,115		
	保育利用	2,075		1,063		351	1,414		
	3号 1・2歳	1,451		326		109	435		
	0歳	323							
令和2年度	計	6,153		4,954	854	460	6,268	0 0 ▲ 136 ▲ 533 ▲ 16 ▲ 685	
	1号	1,486	4,874	1,176	310		1,486		
	2号 教育利用*	400		64	336		400		
	保育利用	2,390		2,254			2,254		
	3号 1・2歳	2,011		1,126		352	1,478		
	0歳	473		348		109	457		
令和3年度	計	6,760		4,968	646	461	6,075	0 0 ▲ 120 ▲ 436 ▲ 8 ▲ 564	
	1号	1,490	4,843	1,176	314		1,490		
	2号 教育利用*	401		64	337		401		
	保育利用	2,397		2,277			2,277		
	3号 1・2歳	1,964		1,139		389	1,528		
	0歳	482		352		122	474		
令和4年度	計	6,734		5,008	651	511	6,170	0 0 ▲ 37 ▲ 342 28 ▲ 351	
	1号	1,472	4,772	1,176	296		1,472		
	2号 教育利用*	396		63	333		396		
	保育利用	2,370		2,333			2,333		
	3号 1・2歳	1,935		1,172		421	1,593		
	0歳	467		362		133	495		
令和5年度	計	6,640		5,106	629	554	6,289	0 0 65 ▲ 273 54 ▲ 154	
	1号	1,440	4,712	1,178	262		1,440		
	2号 教育利用*	388		62	326		388		
	保育利用	2,322		2,387			2,387		
	3号 1・2歳	1,927		1,205		449	1,654		
	0歳	463		374		143	517		
令和6年度	計	6,540		5,206	588	592	6,386	0 0 65 ▲ 273 54 ▲ 154	
	1号	1,419	4,633	1,179	240		1,419		
	2号 教育利用*	382		61	321		382		
	保育利用	2,289		2,441			2,441		
	3号 1・2歳	1,889		1,238		472	1,710		
	0歳	455		386		151	537		
	計	6,434		5,305	561	623	6,489	55 1・2歳 58.7% 0歳 28.5%	
	保育利用率の目標値								

\*2号認定の教育利用は、「保育の必要性の認定（新2号）を受け、一時預かり（預かり保育）等を利用しながら認定こども園、幼稚園を利用する子ども」をいう。

\*「1・2歳」の令和6年度の量の見込みと確保方策の差については、定員弾力化により、対応する。

## 【花見川区】

【単位】人

年度	認定区分	量の見込み①	保育利用計	確保方策				量の見込みとの差②-①
				教育・保育施設	新制度に移行しない幼稚園	地域型保育事業	計②	
令和元年度（実績）	1号	2,062		245	1,817		2,062	0
	2号 教育利用*							
	保育利用	1,398	2,694	1,618			1,618	220
	3号 1・2歳	1,087		743		194	937	
	0歳	209		236		57	293	
計		4,756		2,842	1,817	251	4,910	154
令和2年度	1号	1,334		447	887		1,334	0
	2号 教育利用*	359		57	302		359	
	保育利用	1,609	3,418	1,721			1,721	112
	3号 1・2歳	1,502		794		215	1,009	
	0歳	307		255		60	315	
計		5,111		3,274	1,189	275	4,738	▲ 373
令和3年度	1号	1,338		559	779		1,338	0
	2号 教育利用*	360		57	303		360	
	保育利用	1,613	3,392	1,748			1,748	135
	3号 1・2歳	1,467		810		261	1,071	
	0歳	312		262		76	338	
計		5,090		3,436	1,082	337	4,855	▲ 235
令和4年度	1号	1,322		672	650		1,322	0
	2号 教育利用*	356		57	299		356	
	保育利用	1,595	3,343	1,754			1,754	159
	3号 1・2歳	1,445		813		303	1,116	
	0歳	303		263		91	354	
計		5,021		3,559	949	394	4,902	▲ 119
令和5年度	1号	1,293		786	507		1,293	0
	2号 教育利用*	348		56	292		348	
	保育利用	1,563	3,302	1,783			1,783	220
	3号 1・2歳	1,439		829		340	1,169	
	0歳	300		268		104	372	
計		4,943		3,722	799	444	4,965	22
令和6年度	1号	1,274		899	375		1,274	0
	2号 教育利用*	343		61	282		343	
	保育利用	1,540	3,244	1,789			1,789	249
	3号 1・2歳	1,410		832		372	1,204	
	0歳	294		269		115	384	
計		4,861		3,850	657	487	4,994	133
保育利用率の目標値							1・2歳	62.7%
							0歳	27.1%

\*2号認定の教育利用は、「保育の必要性の認定（新2号）を受け、一時預かり（預かり保育）等を利用しながら認定こども園、幼稚園を利用する子ども」をいう。

\*「1・2歳」の令和6年度の量の見込みと確保方策の差については、定員弾力化により、対応する。

## 【稻毛区】

【単位】人

年度	認定区分	量の見込み①	保育利用計	確保方策				量の見込みとの差②-①
				教育・保育施設	新制度に移行しない幼稚園	地域型保育事業	計②	
令和元年度（実績）	1号	1,959		489	1,470		1,959	0 2 ▲ 138 99 ▲ 37
	2号 教育利用*				1,699		1,699	
	保育利用	1,697	2,986					
	3号 1・2歳	1,102		853		111	964	
	0歳	187		245		41	286	
計		4,945		3,286	1,470	152	4,908	▲ 37
令和2年度	1号	1,262		369	893		1,262	0 0 ▲ 181 ▲ 528 ▲ 691
	2号 教育利用*	339	3,762	54	285		339	
	保育利用	1,960		1,779			1,779	
	3号 1・2歳	1,528		889		111	1,000	
	0歳	274		251		41	292	
計		5,363		3,342	1,178	152	4,672	▲ 691
令和3年度	1号	1,265		481	784		1,265	0 0 ▲ 132 ▲ 423 ▲ 517
	2号 教育利用*	340	3,737	54	286		340	
	保育利用	1,965		1,833			1,833	
	3号 1・2歳	1,493		922		148	1,070	
	0歳	279		263		54	317	
計		5,342		3,553	1,070	202	4,825	▲ 517
令和4年度	1号	1,250		482	768		1,250	0 0 ▲ 56 ▲ 344 ▲ 334
	2号 教育利用*	336	3,684	54	282		336	
	保育利用	1,943		1,887			1,887	
	3号 1・2歳	1,470		955		171	1,126	
	0歳	271		275		62	337	
計		5,270		3,653	1,050	233	4,936	▲ 334
令和5年度	1号	1,224		708	516		1,224	0 0 67 ▲ 225 111 ▲ 47
	2号 教育利用*	329	3,637	53	276		329	
	保育利用	1,904		1,971			1,971	
	3号 1・2歳	1,464		1,008		231	1,239	
	0歳	269		297		83	380	
計		5,190		4,037	792	314	5,143	▲ 47
令和6年度	1号	1,206		708	498		1,206	0 0 117 ▲ 183* 121 55
	2号 教育利用*	325	3,575	61	264		325	
	保育利用	1,877		1,994			1,994	
	3号 1・2歳	1,435		1,021		231	1,252	
	0歳	263		301		83	384	
計		5,106		4,085	762	314	5,161	
保育利用率の目標値							1・2歳	63.8%
							0歳	23.9%

\*2号認定の教育利用は、「保育の必要性の認定（新2号）を受け、一時預かり（預かり保育）等を利用しながら認定こども園、幼稚園を利用する子ども」をいう。

\*「1・2歳」の令和6年度の量の見込みと確保方策の差については、定員弾力化により、対応する。

## 【若葉区】

【単位】人

年度	認定区分	量の見込み①	保育利用計	確保方策				量の見込みとの差②-①
				教育・保育施設	新制度に移行しない幼稚園	地域型保育事業	計②	
令和元年度（実績）	1号	1,878		156	1,722		1,878	0 73 ▲ 58 51 66
	2号 教育利用*			1,441			1,441	
	保育利用	1,368	2,329	659		86	745	
	3号 1・2歳	803		188		21	209	
	0歳	158						
計		4,207		2,444	1,722	107	4,273	
令和2年度	1号	1,215		83	1,132		1,215	0 0 ▲ 134 ▲ 362 ▲ 22 ▲ 518
	2号 教育利用*	327		52	275		327	
	保育利用	1,575	2,914	1,441			1,441	
	3号 1・2歳	1,108		659		87	746	
	0歳	231		188		21	209	
計		4,456		2,423	1,407	108	3,938	
令和3年度	1号	1,217		308	909		1,217	0 0 ▲ 87 ▲ 294 ▲ 13 ▲ 394
	2号 教育利用*	328		52	276		328	
	保育利用	1,579	2,898	1,492			1,492	
	3号 1・2歳	1,083		688		101	789	
	0歳	236		197		26	223	
計		4,443		2,737	1,185	127	4,049	
令和4年度	1号	1,203		533	670		1,203	0 0 ▲ 12 ▲ 200 21 ▲ 191
	2号 教育利用*	324		52	272		324	
	保育利用	1,561	2,856	1,549			1,549	
	3号 1・2歳	1,067		720		147	867	
	0歳	228		207		42	249	
計		4,383		3,061	942	189	4,192	
令和5年度	1号	1,177		759	418		1,177	0 0 37 ▲ 163 34 ▲ 92
	2号 教育利用*	317		51	266		317	
	保育利用	1,530	2,818	1,567			1,567	
	3号 1・2歳	1,062		729		170	899	
	0歳	226		210		50	260	
計		4,312		3,316	684	220	4,220	
令和6年度	1号	1,160		760	400		1,160	0 0 92 ▲ 85* 57 64 58.3% 25.7%
	2号 教育利用*	312		61	251		312	
	保育利用	1,508	2,771	1,600			1,600	
	3号 1・2歳	1,041		749		207	956	
	0歳	222		216		63	279	
計		4,243		3,386	651	270	4,307	
保育利用率の目標値								0歳 25.7%

\*2号認定の教育利用は、「保育の必要性の認定（新2号）を受け、一時預かり（預かり保育）等を利用しながら認定こども園、幼稚園を利用する子ども」をいう。

\*「1・2歳」の令和6年度の量の見込みと確保方策の差については、定員弾力化により、対応する。

## 【緑区】

【単位】人

年度	認定区分	量の見込み①	保育利用計	確保方策				量の見込みとの差②-①
				教育・保育施設	新制度に移行しない幼稚園	地域型保育事業	計②	
令和元年度（実績）	1号	1,785		458	1,327		1,785	0
	2号 教育利用*			1,398				
	保育利用	1,418	2,508	748		1,398	2,482	▲ 20
	3号 1・2歳	922		224		841		▲ 81
	0歳	168				19	243	75
計		4,293		2,828	1,327	112	4,267	▲ 26
令和2年度	1号	1,151		239	912		1,151	0
	2号 教育利用*	309		49	260		309	
	保育利用	1,643	3,167	1,507		1,507	2,668	▲ 136
	3号 1・2歳	1,278		801		898		▲ 380
	0歳	246		243		20	263	17
計		4,627		2,839	1,172	117	4,128	▲ 499
令和3年度	1号	1,153		239	914		1,153	0
	2号 教育利用*	310		50	260		310	
	保育利用	1,647	3,145	1,546		1,546	2,756	▲ 101
	3号 1・2歳	1,248		824		111		▲ 313
	0歳	250		250		25	275	25
計		4,608		2,909	1,174	136	4,219	▲ 389
令和4年度	1号	1,139		352	787		1,139	0
	2号 教育利用*	307		49	258		307	
	保育利用	1,628	3,101	1,576		1,576	2,847	▲ 52
	3号 1・2歳	1,230		844		134		▲ 252
	0歳	243		260		33	293	50
計		4,547		3,081	1,045	167	4,293	▲ 254
令和5年度	1号	1,115		353	762		1,115	0
	2号 教育利用*	300		48	252		300	
	保育利用	1,596	3,062	1,609		1,609	2,937	13
	3号 1・2歳	1,225		864		157		▲ 204
	0歳	241		266		41	307	66
計		4,477		3,140	1,014	198	4,352	▲ 125
令和6年度	1号	1,099		466	633		1,099	0
	2号 教育利用*	296		61	235		296	
	保育利用	1,573	3,009	1,656		1,656	3,046	83
	3号 1・2歳	1,200		894		171		▲ 135*
	0歳	236		279		46	325	89
計		4,404		3,356	868	217	4,441	37
保育利用率の目標値							1・2歳	59.4%
							0歳	24.5%

\*2号認定の教育利用は、「保育の必要性の認定（新2号）を受け、一時預かり（預かり保育）等を利用しながら認定こども園、幼稚園を利用する子ども」をいう。

\*「1・2歳」の令和6年度の量の見込みと確保方策の差については、定員弾力化により、対応する。

## 【美浜区】

【単位】人

年度	認定区分	量の見込み①	保育利用計	確保方策				量の見込みとの差②-①
				教育・保育施設	新制度に移行しない幼稚園	地域型保育事業	計②	
令和元年度（実績）	1号	2,390		885	1,505		2,390	0 60 ▲ 111 80 29
	2号 教育利用*			1,925			1,925	
	保育利用	1,865						
	3号 1・2歳	1,092	3,135	879		102	981	
	0歳	178		237		21	258	
計		5,525		3,926	1,505	123	5,554	
令和2年度	1号	1,542		699	843		1,542	0 0 ▲ 247 ▲ 486 ▲ 726
	2号 教育利用*	415		66	349		415	
	保育利用	2,153	3,926	1,906			1,906	
	3号 1・2歳	1,511		861		164	1,025	
	0歳	262		229		40	269	
計		5,883		3,761	1,192	204	5,157	
令和3年度	1号	1,546		812	734		1,546	0 0 ▲ 183 ▲ 361 ▲ 509
	2号 教育利用*	416		66	350		416	
	保育利用	2,158	3,900	1,975			1,975	
	3号 1・2歳	1,475		904		210	1,114	
	0歳	267		246		56	302	
計		5,862		4,003	1,084	266	5,353	
令和4年度	1号	1,527		812	715		1,527	0 0 ▲ 94 ▲ 271 ▲ 297
	2号 教育利用*	411		66	345		411	
	保育利用	2,134	3,845	2,040			2,040	
	3号 1・2歳	1,453		944		238	1,182	
	0歳	258		260		66	326	
計		5,783		4,122	1,060	304	5,486	
令和5年度	1号	1,494		814	680		1,494	0 0 ▲ 12 ▲ 205 ▲ 127
	2号 教育利用*	402		64	338		402	
	保育利用	2,091	3,794	2,079			2,079	
	3号 1・2歳	1,447		967		275	1,242	
	0歳	256		267		79	346	
計		5,690		4,191	1,018	354	5,563	
令和6年度	1号	1,473		927	546		1,473	0 0 50 ▲ 130* 33
	2号 教育利用*	396		61	335		396	
	保育利用	2,062	3,732	2,112			2,112	
	3号 1・2歳	1,419		986		303	1,289	
	0歳	251		275		89	364	
計		5,601		4,361	881	392	5,634	
保育利用率の目標値							1・2歳	73.8%
							0歳	28.9%

\*2号認定の教育利用は、「保育の必要性の認定（新2号）を受け、一時預かり（預かり保育）等を利用しながら認定こども園、幼稚園を利用する子ども」をいう。

\*「1・2歳」の令和6年度の量の見込みと確保方策の差については、定員弾力化により、対応する。

## 【全市】(再掲)

【単位】人

年度	認定区分	量の見込み①	保育利用計	確保方策				量の見込みとの差②-①	
				教育・保育施設	新制度に移行しない幼稚園	地域型保育事業	計②		
令和元年度(実績)	1号	12,378	17,501	3,683	8,695	10,196	12,378	0	
	2号 教育利用*	9,821		10,196			10,196	375	
	3号 保育利用	6,457		4,945			5,882	▲ 575	
	3号 0歳	1,223		1,456			1,724	501	
	計	29,879		20,280	8,695	1,205	30,180	301	
令和2年度	1号	7,990	22,061	3,013	4,977	10,608	7,990	0	
	2号 教育利用*	2,149		342	1,807		2,149	0	
	3号 保育利用	11,330		10,608			10,608	▲ 722	
	3号 1・2歳	8,938		5,130			6,156	▲ 2,782	
	3号 0歳	1,793		1,514			1,805	12	
	計	32,200		20,607	6,784	1,317	28,708	▲ 3,492	
令和3年度	1号	8,009	21,915	3,575	4,434	1,026	8,009	0	
	2号 教育利用*	2,155		343	1,812		2,155	0	
	3号 保育利用	11,359		10,871			10,871	▲ 488	
	3号 1・2歳	8,730		5,287			6,507	▲ 2,223	
	3号 0歳	1,826		1,570			1,929	103	
	計	32,079		21,646	6,246	1,579	29,471	▲ 2,608	
令和4年度	1号	7,913	21,601	4,027	3,886	1,414	7,913	0	
	2号 教育利用*	2,130		341	1,789		2,130	0	
	3号 保育利用	11,231		11,139			11,139	▲ 92	
	3号 1・2歳	8,600		5,448			6,862	▲ 1,738	
	3号 0歳	1,770		1,627			2,054	284	
	計	31,644		22,582	5,675	1,841	30,098	▲ 1,546	
令和5年度	1号	7,743	21,325	4,598	3,145	7,224	7,743	0	
	2号 教育利用*	2,084		334	1,750		2,084	0	
	3号 保育利用	11,006		11,396			11,396	390	
	3号 1・2歳	8,564		5,602			2,182	▲ 1,340	
	3号 0歳	1,755		1,682			2,182	427	
	計	31,152		23,612	4,895	2,122	30,629	▲ 523	
令和6年度	1号	7,631	20,964	4,939	2,692	7,476	7,631	0	
	2号 教育利用*	2,054		366	1,688		2,054	0	
	3号 保育利用	10,849		11,592			11,592	743	
	3号 1・2歳	8,394		5,720			2,273	▲ 918*	
	3号 0歳	1,721		1,726			2,273	552	
	計	30,649		24,343	4,380	2,303	31,026	377	
保育利用率の目標値							1・2歳	62.4%	
							0歳	26.6%	

\*2号認定の教育利用は、「保育の必要性の認定（新2号）を受け、一時預かり（預かり保育）等を利用しながら認定こども園、幼稚園を利用する子ども」をいう。

\*「1・2歳」の令和6年度の量の見込みと確保方策の差については、定員弾力化により、対応する。

## (2) 地域子ども・子育て支援事業

## ① 放課後児童クラブ（子どもルーム）

(⇒ 事業概要、設定の考え方等はP45に記載)

【単位】人

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
中央区	低学年	量の見込み①	1,833	1,928	2,028	2,125	2,221
		確保方策②	2,057	2,167	2,167	2,227	2,227
		②-①	224	239	139	102	6
	高学年	量の見込み①	482	486	501	526	553
		確保方策②	405	545	677	697	697
		②-①	▲ 77	59	176	171	144
花見川区	低学年	量の見込み①	1,563	1,671	1,793	1,872	1,970
		確保方策②	1,691	1,900	1,934	1,980	1,980
		②-①	128	229	141	108	10
	高学年	量の見込み①	368	385	399	437	463
		確保方策②	341	401	401	441	441
		②-①	▲ 27	16	2	4	▲ 22
稻毛区	低学年	量の見込み①	1,491	1,534	1,598	1,641	1,678
		確保方策②	1,676	1,716	1,756	1,756	1,756
		②-①	185	182	158	115	78
	高学年	量の見込み①	376	393	385	404	420
		確保方策②	378	398	398	398	398
		②-①	2	5	13	▲ 6	▲ 22
若葉区	低学年	量の見込み①	1,154	1,243	1,315	1,377	1,439
		確保方策②	1,168	1,291	1,331	1,471	1,471
		②-①	14	48	16	94	32
	高学年	量の見込み①	253	269	296	318	337
		確保方策②	233	313	313	313	313
		②-①	▲ 20	44	17	▲ 5	▲ 24
緑区	低学年	量の見込み①	1,481	1,533	1,560	1,567	1,573
		確保方策②	1,567	1,627	1,627	1,627	1,627
		②-①	86	94	67	60	54
	高学年	量の見込み①	382	362	386	399	403
		確保方策②	345	385	425	4251	425
		②-①	▲ 35	23	39	26	22
美浜区	低学年	量の見込み①	1,607	1,706	1,817	1,949	2,004
		確保方策②	1,713	1,733	1,933	2,053	2,053
		②-①	106	27	116	104	49
	高学年	量の見込み①	449	456	467	477	528
		確保方策②	419	447	487	487	487
		②-①	▲ 30	▲ 9	20	10	▲ 41
全市	低学年	量の見込み①	9,129	9,615	10,111	10,531	10,885
		確保方策②	9,872	10,434	10,748	11,114	11,114
		②-①	743	819	637	583	229
	高学年	量の見込み①	2,310	2,351	2,434	2,561	2,704
		確保方策②	2,121	2,489	2,701	2,761	2,761
		②-①	▲ 189	138	267	200	57

※上記には、放課後子ども教室と子どもルームを一体的に運営するアフタースクール事業における人数（共働きの家庭等に限る）を含む。

## ② 延長保育事業

(⇒ 事業概要、設定の考え方等はP45に記載)

【単位】人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
中央区	量の見込み①	2,686	2,703	2,656	2,603	2,577
	確保方策②	2,686	2,703	2,656	2,603	2,577
	②-①	0	0	0	0	0
花見川区	量の見込み①	1,573	1,562	1,519	1,481	1,456
	確保方策②	1,573	1,562	1,519	1,481	1,456
	②-①	0	0	0	0	0
稻毛区	量の見込み①	1,582	1,550	1,530	1,499	1,463
	確保方策②	1,582	1,550	1,530	1,499	1,463
	②-①	0	0	0	0	0
若葉区	量の見込み①	1,231	1,203	1,180	1,156	1,135
	確保方策②	1,231	1,203	1,180	1,156	1,135
	②-①	0	0	0	0	0
緑区	量の見込み①	1,392	1,362	1,352	1,346	1,344
	確保方策②	1,392	1,362	1,352	1,346	1,344
	②-①	0	0	0	0	0
美浜区	量の見込み①	1,380	1,327	1,321	1,297	1,261
	確保方策②	1,380	1,327	1,321	1,297	1,261
	②-①	0	0	0	0	0
全市	量の見込み①	9,844	9,707	9,558	9,382	9,236
	確保方策②	9,844	9,707	9,558	9,382	9,236
	②-①	0	0	0	0	0

## ③-1 一時預かり事業（幼稚園型）及び幼稚園預かり保育

(⇒ 事業概要、設定の考え方等はP46に記載)

【単位】延べ利用人数／年

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
中央区	量の見込み	不定期利用	15,172	15,728	15,829	15,636	15,197
		定期利用*	123,697	128,226	129,051	127,474	123,900
		計①	138,869	143,954	144,880	143,110	139,097
	確保方策②		138,869	143,954	144,880	143,110	139,097
	②-①		0	0	0	0	0
花見川区	量の見込み	不定期利用	14,386	14,690	14,403	13,883	13,614
		定期利用*	85,782	87,597	85,888	82,785	81,179
		計①	100,168	102,287	100,291	96,668	94,793
	確保方策②		100,168	102,287	100,291	96,668	94,793
	②-①		0	0	0	0	0
稻毛区	量の見込み	不定期利用	8,679	8,545	8,406	8,167	7,990
		定期利用*	97,727	96,219	94,644	91,961	89,968
		計①	106,406	104,764	103,050	100,128	97,958
	確保方策②		106,406	104,764	103,050	100,128	97,958
	②-①		0	0	0	0	0
若葉区	量の見込み	不定期利用	12,035	11,848	11,553	11,114	10,974
		定期利用*	70,184	69,098	67,376	64,814	63,997
		計①	82,219	80,946	78,929	75,928	74,971
	確保方策②		82,219	80,946	78,929	75,928	74,971
	②-①		0	0	0	0	0
緑区	量の見込み	不定期利用	16,641	16,322	16,077	15,644	15,676
		定期利用*	79,201	77,685	76,515	74,454	74,610
		計①	95,842	94,007	92,592	90,098	90,286
	確保方策②		95,842	94,007	92,592	90,098	90,286
	②-①		0	0	0	0	0
美浜区	量の見込み	不定期利用	10,311	9,758	9,577	9,246	9,125
		定期利用*	64,236	60,789	59,661	57,601	56,843
		計①	74,547	70,547	69,238	66,847	65,968
	確保方策②		74,547	70,547	69,238	66,847	65,968
	②-①		0	0	0	0	0
全市	量の見込み	不定期利用	77,224	76,892	75,845	73,690	72,576
		定期利用*	520,827	519,612	513,134	499,089	490,497
		計①	598,051	596,504	588,979	572,779	563,073
	確保方策②		598,051	596,504	588,979	572,779	563,073
	②-①		0	0	0	0	0

※2号認定を受けた子どもによる定期的な利用

## ③-2 一時預かり事業（幼稚園型以外）

(⇒ 事業概要、設定の考え方等はP46に記載)

【単位】延べ利用人数／年

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
中央区	量の見込み	不定期利用	10,694	10,239	9,980	9,804	9,885
		定期利用	15,406	15,424	15,214	14,946	14,797
		計①	26,100	25,663	25,194	24,750	24,682
	確保方策②		21,829	22,543	23,257	23,971	24,685
	②-①		▲ 4,271	▲ 3,120	▲ 1,937	▲ 779	3
花見川区	量の見込み	不定期利用	5,861	5,650	5,468	5,378	5,335
		定期利用	11,202	11,114	10,819	10,540	10,384
		計①	17,063	16,764	16,287	15,918	15,719
	確保方策②		6,539	8,835	11,131	13,427	15,723
	②-①		▲ 10,524	▲ 7,929	▲ 5,156	▲ 2,491	4
稻毛区	量の見込み	不定期利用	5,898	5,913	5,823	5,723	5,561
		定期利用	11,235	11,083	10,927	10,693	10,432
		計①	17,133	16,996	16,750	16,416	15,993
	確保方策②		10,272	11,703	13,134	14,565	15,996
	②-①		▲ 6,861	▲ 5,293	▲ 3,616	▲ 1,851	3
若葉区	量の見込み	不定期利用	3,231	3,208	3,150	3,119	3,045
		定期利用	8,920	8,765	8,589	8,398	8,244
		計①	12,151	11,973	11,739	11,517	11,289
	確保方策②		7,075	8,130	9,185	10,240	11,295
	②-①		▲ 5,076	▲ 3,843	▲ 2,554	▲ 1,277	6
緑区	量の見込み	不定期利用	4,729	4,741	4,721	4,743	4,724
		定期利用	9,562	9,411	9,333	9,256	9,246
		計①	14,291	14,152	14,054	13,999	13,970
	確保方策②		10,396	11,291	12,186	13,081	13,976
	②-①		▲ 3,895	▲ 2,861	▲ 1,868	▲ 918	6
美浜区	量の見込み	不定期利用	4,747	4,934	4,895	4,816	4,598
		定期利用	9,000	8,788	8,715	8,529	8,283
		計①	13,747	13,722	13,610	13,345	12,881
	確保方策②		8,708	9,752	10,796	11,840	12,884
	②-①		▲ 5,039	▲ 3,970	▲ 2,814	▲ 1,505	3
全市	量の見込み	不定期利用	35,160	34,685	34,037	33,583	33,148
		定期利用	65,325	64,585	63,597	62,362	61,386
		計①	100,485	99,270	97,634	95,945	94,534
	確保方策②		64,819	72,254	79,689	87,124	94,559
	②-①		▲ 35,666	▲ 27,016	▲ 17,945	▲ 8,821	25

## ④ ファミリー・サポート・センター事業

(⇒ 事業概要、設定の考え方等はP47に記載)

【単位】延べ利用人数／年

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全市	量の見込み	未就学児	6,216	6,134	6,040	5,948	5,860
		就学児	7,224	7,124	7,033	6,973	6,921
		計①	13,440	13,258	13,073	12,921	12,781
	確保方策②		9,022	9,972	10,922	11,872	12,822
	②-①		▲ 4,418	▲ 3,286	▲ 2,151	▲ 1,049	41

## ⑤ 病児保育事業

(⇒ 事業概要、設定の考え方等はP47に記載)

【単位】延べ利用人数／年

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
中央区	量の見込み①	3,443	3,444	3,397	3,337	3,305
	確保方策②	3,146	3,718	3,718	3,718	3,718
	②-①	▲ 297	274	321	381	413
花見川区	量の見込み①	2,306	2,287	2,226	2,169	2,137
	確保方策②	858	1,716	1,716	1,716	2,288
	②-①	▲ 1,448	▲ 571	▲ 510	▲ 453	151
稻毛区	量の見込み①	2,363	2,332	2,299	2,250	2,195
	確保方策②	2,002	2,002	2,002	2,002	2,002
	②-①	▲ 361	▲ 330	▲ 297	▲ 248	▲ 193
若葉区	量の見込み①	1,924	1,891	1,853	1,812	1,779
	確保方策②	572	572	572	1,716	1,716
	②-①	▲ 1,352	▲ 1,319	▲ 1,281	▲ 96	▲ 63
緑区	量の見込み①	2,007	1,976	1,959	1,944	1,941
	確保方策②	1,716	1,716	1,716	1,716	1,716
	②-①	▲ 291	▲ 260	▲ 243	▲ 228	▲ 225
美浜区	量の見込み①	1,948	1,904	1,888	1,848	1,794
	確保方策②	1,144	1,144	1,716	1,716	1,716
	②-①	▲ 804	▲ 760	▲ 172	▲ 132	▲ 78
全市	量の見込み①	13,991	13,834	13,622	13,360	13,151
	確保方策②	9,438	10,868	11,440	12,584	13,156
	②-①	▲ 4,553	▲ 2,966	▲ 2,182	▲ 776	5

## ⑥ 地域子育て支援拠点事業

(⇒ 事業概要、設定の考え方等はP48に記載)

【単位】量の見込み：延べ利用人数／年、確保方策：か所

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
中央区	量の見込み①	47,281	44,808	43,393	42,493	43,024
	確保方策②	4	4	4	4	4
花見川区	量の見込み①	17,789	17,111	16,542	16,297	16,158
	確保方策②	3	3	3	3	3
稲毛区	量の見込み①	21,292	21,336	21,009	20,647	20,015
	確保方策②	3	3	3	3	3
若葉区	量の見込み①	19,964	19,747	19,416	19,266	18,803
	確保方策②	3	3	3	3	3
緑区	量の見込み①	22,274	22,236	22,178	22,373	22,276
	確保方策②	4	4	4	4	4
美浜区	量の見込み①	17,490	18,012	17,959	17,751	16,942
	確保方策②	3	3	3	3	3
全市	量の見込み①	146,090	143,250	140,497	138,827	137,218
	確保方策②	20	20	20	20	20

※国の「基本指針」に基づき、「量の見込み」は0～2歳児について算出。

## (7)-1 利用者支援事業（子育て支援コンシェルジュ）

(⇒ 事業概要、設定の考え方等はP48に記載)

【単位】か所

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
中央区	量の見込み①	2	2	2	2	2
	確保方策②	1	2	2	2	2
	②-①	▲ 1	0	0	0	0
花見川区	量の見込み①	2	2	2	2	2
	確保方策②	1	2	2	2	2
	②-①	▲ 1	0	0	0	0
稲毛区	量の見込み①	2	2	2	2	2
	確保方策②	2	2	2	2	2
	②-①	0	0	0	0	0
若葉区	量の見込み①	2	2	2	2	2
	確保方策②	1	2	2	2	2
	②-①	▲ 1	0	0	0	0
緑区	量の見込み①	2	2	2	2	2
	確保方策②	1	2	2	2	2
	②-①	▲ 1	0	0	0	0
美浜区	量の見込み①	2	2	2	2	2
	確保方策②	1	2	2	2	2
	②-①	▲ 1	0	0	0	0
全市	量の見込み①	12	12	12	12	12
	確保方策②	7	12	12	12	12
	②-①	▲ 5	0	0	0	0

## (7)-2 利用者支援事業（母子健康包括支援センター）

(⇒ 事業概要、設定の考え方等はP49に記載)

【単位】面接数：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
中央区	量の見込み①	2,002	1,965	1,928	1,886	1,848
	確保方策②	2,002	1,965	1,928	1,886	1,848
	②-①	0	0	0	0	0
花見川区	量の見込み①	1,387	1,361	1,335	1,305	1,279
	確保方策②	1,387	1,361	1,335	1,305	1,279
	②-①	0	0	0	0	0
稻毛区	量の見込み①	1,223	1,200	1,177	1,151	1,128
	確保方策②	1,223	1,200	1,177	1,151	1,128
	②-①	0	0	0	0	0
若葉区	量の見込み①	1,021	1,002	983	962	943
	確保方策②	1,021	1,002	983	962	943
	②-①	0	0	0	0	0
緑区	量の見込み①	1,142	1,120	1,099	1,075	1,053
	確保方策②	1,142	1,120	1,099	1,075	1,053
	②-①	0	0	0	0	0
美浜区	量の見込み①	935	917	899	879	861
	確保方策②	935	917	899	879	861
	②-①	0	0	0	0	0
全市	量の見込み①	7,710	7,565	7,421	7,258	7,112
	確保方策②	7,710	7,565	7,421	7,258	7,112
	②-①	0	0	0	0	0

## ⑧-1 子育て短期支援事業（短期入所生活援助事業・ショートステイ）

(⇒ 事業概要、設定の考え方等はP49に記載)

【単位】延べ利用人数／年

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全市	量の見込み①	1,116	1,102	1,086	1,071	1,059
	確保方策②	594	855	923	991	1,059
	②-①	▲ 522	▲ 247	▲ 163	▲ 80	0

※国の「基本指針」に基づき、「量の見込み」は11歳までについて算出。

## ⑧-2 子育て短期支援事業（夜間養護等事業・トワイライトステイ）

(⇒ 事業概要、設定の考え方等はP49に記載)

【単位】延べ利用人数／年

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全市	量の見込み①	677	668	659	650	643
	確保方策②	599	638	640	642	643
	②-①	▲ 78	▲ 30	▲ 19	▲ 8	0

※国の「基本指針」に基づき、「量の見込み」は11歳までについて算出。

## ⑨ 妊婦健康診査

(⇒ 事業概要、設定の考え方等はP50に記載)

【単位】対象者数：人、健診回数：延べ実施回数／年

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全市	対象者数	量の見込み①	6,722	6,604	6,485	6,346	6,223
		確保方策②	6,722	6,604	6,485	6,346	6,223
		②-①	0	0	0	0	0
全市	受診回数	量の見込み①	73,942	72,642	71,332	69,804	68,449
		確保方策②	73,942	72,642	71,332	69,804	68,449
		②-①	0	0	0	0	0

## ⑩ 乳児家庭全戸訪問事業

(⇒ 事業概要、設定の考え方等はP50に記載)

【単位】人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
中央区	量の見込み①	1,589	1,452	1,442	1,439	1,459
	確保方策②	1,589	1,452	1,442	1,439	1,459
	②-①	0	0	0	0	0
花見川区	量の見込み①	1,077	1,035	1,009	989	991
	確保方策②	1,077	1,035	1,009	989	991
	②-①	0	0	0	0	0
稻毛区	量の見込み①	1,034	1,085	1,060	1,036	1,005
	確保方策②	1,034	1,085	1,060	1,036	1,005
	②-①	0	0	0	0	0
若葉区	量の見込み①	816	849	825	806	789
	確保方策②	816	849	825	806	789
	②-①	0	0	0	0	0
緑区	量の見込み①	855	900	889	881	878
	確保方策②	855	900	889	881	878
	②-①	0	0	0	0	0
美浜区	量の見込み①	785	899	865	831	792
	確保方策②	785	899	865	831	792
	②-①	0	0	0	0	0
全市	量の見込み①	6,156	6,220	6,090	5,982	5,914
	確保方策②	6,156	6,220	6,090	5,982	5,914
	②-①	0	0	0	0	0

## ⑪-1 養育支援訪問事業

(⇒ 事業概要、設定の考え方等はP51に記載)

【単位】人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
中央区	量の見込み①	349	347	345	343	341
	確保方策②	349	347	345	343	341
	②-①	0	0	0	0	0
花見川区	量の見込み①	263	258	254	249	244
	確保方策②	263	258	254	249	244
	②-①	0	0	0	0	0
稻毛区	量の見込み①	262	260	256	252	248
	確保方策②	262	260	256	252	248
	②-①	0	0	0	0	0
若葉区	量の見込み①	217	213	208	204	201
	確保方策②	217	213	208	204	201
	②-①	0	0	0	0	0
緑区	量の見込み①	242	238	234	231	228
	確保方策②	242	238	234	231	228
	②-①	0	0	0	0	0
美浜区	量の見込み①	230	226	221	216	211
	確保方策②	230	226	221	216	211
	②-①	0	0	0	0	0
全市	量の見込み①	1,563	1,542	1,518	1,495	1,473
	確保方策②	1,563	1,542	1,518	1,495	1,473
	②-①	0	0	0	0	0